

## 5.4 監査の結果

### 5.4.1 指摘事項

#### (1) 用庁務担当の常勤正職員の見直し

校舎内外の清掃・整理など、民間企業であれば非常勤嘱託（アルバイト）に任せる仕事については、各職員の業務分担を見直すべきである。

費用対効果を考慮すれば、用庁務業務は非常勤嘱託に任せた上で、常勤正職員にはより高度な他の業務に当たってもらうべきである。

#### (2) 京都高技専のシステム設計科の必要性について

京都高技専のシステム設計科は、入校者のうち就職に至る割合が低い。これは、訓練内容が社会ニーズに合致していないからではないか。訓練期間や訓練内容の見直しを実施すべきである。

#### (3) 京都高技専の在職者訓練の必要性について

京都高技専の在職者訓練は、科目にもよるが、民間教育機関が同じ地域で同種のサービスを提供している。民業圧迫であり、京都府が自ら実施する意義が乏しい。民間と競合する部分については廃止する方向で検討すべきであるが、事業継続するのであれば、対象を社会的弱者に限定するなど政策目的をいっそう明確にするべきである。

#### (4) 陶工高技専の入校料について

陶工高技専も過去には、他の高等技術専門校と同じく「職業訓練及び地域産業を担う人材育成」を実現していたのかもしれないが、現時点においてはそのような役割よりもむしろ陶工の技術・文化を継承する全国的な訓練機関という性格に変化しつつあると考える。しかし、陶工高技専は京都府の税金を投入して運営されていることから、京都府の伝統産業の担い手として府内で活躍する人材を育成しなければならず、府内に就業しない受益者は相応の負担をしてもらうよう検討が必要である。

他府県の専修学校や研究所・研修所では、県内と県外（市内と市外）の入校料に差を設けている施設が散見される。まずは、入校料の金額と入校料の仕組みを見直し、

府内に就業する可能性の高い人材を優先的に入校させるような方策を検討する必要がある。

#### (5) 農業大学校の流動的な教育体制

農業大学校の目的は、将来の京都府の農業を担う中核的な人材の育成にあるのだから、4～6年で異動になってしまう教員体制ではなく、長期的に教員の質向上やノウハウの蓄積、卒業生との継続的な関係構築を実現できるような教育体制について検討願いたい。

#### (6) 農業大学校（農学科）の卒業生の府内就農率は平均 53%

農業大学校（農学科）の府内就農率は 53%、定着状況は 90%である。就職支援のあり方、生徒募集のあり方、卒業生のその後の追跡調査などを見直し、府内就農率を改善するような取り組みが必要である。

#### (7) 看護学校による京都府北部の新規就業者確保と離職防止の取り組みについて

看護学校の卒業生のうち京都府北部に就業したのは平成 24 年度においては 18 名であり、北部に新規就業する看護師の 18.4%であった。これが毎年累積していくことで、北部の看護師確保に大きな貢献をしてきたと考えられる。

他方で、年間 200 人弱の離職者がいるため、新規に看護師を育成するだけでなく、離職をくい止めるための取り組みについても、看護学校に期待したいところである。

看護学校は、卒業生のうち京都府北部への就業者数を増やすためにできること、看護学校として離職者削減のためにできること、を再検討願いたい。

### 5.4.2 意見

#### (1) 高等技術専門校 5 校の校長の集約

高等技術専門校 5 校は目的や人材像が共通であるため、5 校の校長を 1 名に集約してしまうことは検討に値する。

校長と副校長の業務分担を明確化した上で、高等技術専門校 5 校の校長を 1 名にし

てしまうことは可能と考えられる。また、わずか3年程度で校長が異動してしまう仕組みについても見直す必要がある。

いずれにしても、各校に校長を置くことにこだわらず、校長の役割や適任者のありかたについて柔軟に検討されたい。

## (2) 京都高技専、福知山高技専、陶工高技専の庶務課統合と人員見直し

京都高技専、福知山高技専、陶工高技専には、それぞれに庶務課（もしくは管理部門の庶務担当）が存在する。しかし、各庶務課の業務は共通のシステム・ルールに基づく類似業務である。もちろん、すべての業務を一元化するとかえって非効率になりかねないことから、どの業務が一元化に適するのかが検討し、京都高技専に一元化できる部分は一元化した上で、余剰人員を他の業務に当たらせるべきである。

## (3) 京都高技専のメカトロニクス科の必要性について

京都高技専のメカトロニクス科は、入校者のうち修了まで至る割合が低い。これは就職が決まり次第、退学して職に就く者が多いことが原因であるから、訓練期間や訓練内容の見直しにより多くの訓練生を就職に導くことについて検討が必要である。

## (4) 福知山高技専の自動車整備科の費用対効果の検証について

福知山高技専の自動車整備科は、退校率は高くなく、就職率は高い。京都府北部の者が中心に入校し、京都府北部に就職しており、制度の趣旨に合致している。ただし、民間と比べて多くのコストがかかっていると考えられる。事業の必要性は認められるが、運営については京都府が自ら運営した場合のコストと、民間教育機関に通わせてその費用を負担する場合のコスト、民間教育機関に自動車整備科の運営を委託した場合のコストを毎年試算し、比較検討することが必要である。

## (5) 福知山高技専のIT・経理科の必要性について

福知山高技専のIT・経理科は、修了生の就職率の高さや、福知山という地域性を考慮して、事業の必要性は認められる。ただし、民間と比べて多くのコストがかかって

いると考えられる。運営については京都府が自ら運営した場合のコストと、民間教育機関に通わせてその費用を負担する場合のコスト、民間教育機関に IT・経理科の運営を委託した場合のコストを毎年試算し、比較検討することが必要である。

(6) 福知山高技専のものづくり基礎科の費用対効果について

他科に比べて訓練生 1 人当たりの人件費が高くなっている。これは、異なった 3 種類の訓練を行うため、訓練指導員だけでは指導できない訓練があり、講師（非常勤）で対応していることが原因として考えられる。ニート、フリーター等の状態にある者を、今よりも数多く集め、費用対効果の観点から効率的な運営を期待したい。

(7) 林業大学校の卒業者の調査について

林業大学校については平成 25 年度に初めて卒業生が出る。このため、林業大学校が京都府の林業にどれだけ貢献するかは、まだまだこれから長期にわたって評価していく必要がある。その際には、単に林業に就業した者の人数だけでなく、その後の継続率や職務内容についても丁寧な追跡調査が必要である。

## 6 備品管理、施設管理の状況

### 6.1 備品管理

各校とも京都府会計規則、京都府物品管理規程及び運用通知別表 5 にもとづき原則として取得価額が 3 万円以上の物品については、備品として管理され「備品等登録表」に登録される。ただし、公印及び印鑑、法令例規集、判例集及び質疑応答集のうち加除式のもの並びに閲覧用図書は例外として取得価額が 3 万円未満であっても「備品等登録表」に登録しなければならない。

物品を廃棄する場合は「備品異動通知書」を作成し、伝票上で不要の決定を行うことになる。ただし、国の補助金を受けて購入した物品（処分について国の承認を要しない物品を除く）、自動車及び原動機付自転車、1 件の評価額が 100 万円以上のものについては、あらかじめ品名、数量、見積額又は評価額その理由その他必要な事項を記載した書類によって知事の承認を受けなければならない。

#### 6.1.1 実地検査の状況

各校では京都府会計規則にもとづき少なくとも毎年 1 回実地検査により備品の現物確認を行っているが、その時期、対象範囲、実施方法等は京都府会計規則に規定はなく、各校における運用はまちまちである。各校の実地検査の状況は以下のとおりである。

##### (1) 京都高技専

平成 24 年 8 月に備品の亡失が発生したのを機に、平成 24 年度から年 1 回すべての備品を対象に全校一斉の実地検査が実施されるようになった。日々の備品管理は各科で管理責任者が実施しているが、全校一斉の実地検査の際は責任者以外の者が現物確認を行うことになっている。確認結果は総務に実施票を提出することにより集約され不一致分の追跡確認ができれば当該資料は廃棄される。

平成 24 年度の実地検査の結果、148 台の備品（取得価額 12,434 千円）の現物確認ができなかった。その主なものは高等技術専門校の再編及び校舎新築（平成 10 年 4 月）以前の廃科を中心とした備品であり、処分時に一定の手続きに則って「備品等登録表」

から削除すべきところ手続きが漏れていたのではないかとのことである。国の補助金を受けて購入した物品（処分について国の承認を要しない物品を除く）、自動車及び原動機付自転車、1件の評価額が100万円以上のものについては、あらかじめ書面による知事の承認を受けなければ廃棄することはできないが、平成24年度の実地検査で明らかになった不明備品の中には知事の承認が必要な物品はなかった。

したがって、今回明らかになった不明備品については、本来であれば「備品異動通知書」の作成によって伝票上で不要を決定して「備品等登録表」から削除されるべきところ「備品異動通知書」の作成が失念されていたために「備品等登録表」から削除されなかった可能性が高く、単なる手続漏れであったと推測される。今後は当該手続漏れがないように物品を廃棄する際には、必ず「備品異動通知書」を作成するとともに、網羅的な実地検査によってその失念がないかどうかの確認を定期的に行うべきである。

## (2) 陶工高技専

備品の実地検査は原則として年度中と年度末の年2回すべての備品を対象に実施しているが、実習で使用される実習用備品及び図書室の図書については学期ごとに年3回実施している。備品には該当しない原料、薬品、燃料等の消耗品については実地検査及び受払管理を実施していないが、年間使用計画と実際の消費量を照らし合わせることにより異常な消費がないかの確認はしている。これまで年間使用計画から大きく逸脱する異常な消費はなかった。これらの原料、薬品等で購入廃棄に特別な規制を受けるものはない。

## (3) 福知山高技専

実地検査は年1回夏休み期間を利用して実施されているが、すべての備品について実施しているわけではなく、自動車整備科、IT・経理科、ものづくり科及び総合実務科の各科で管理している備品のうち前回の実地検査から異動のあったものを中心に現物確認を行っている。実地検査は、各科の管理責任者が独自に実施しているが、その結果は副校長兼庶務課長に口頭で報告されるのみで実施票や集計表は作成されてい

い。

#### (4) 農業大学校

すべての備品について定期的かつ一斉の実地検査は行われていない。除草剤や毒劇物についてはコースごとの管理となっており、使用の都度、担当教官又は学生が残量を計測して「物品整理簿」に記入しており、半年に1回実地検査を行っている。

#### (5) 林業大学校

学生担当副主査が年1回すべての備品について現物確認を行っている。現在までに不一致は生じていない。

#### (6) 看護学校

備品の現物確認は随時教室ごとに行われているが、「備品等登録表」との突合せやその結果の取り纏めが行われていない。

教室に備置されている備品を授業の際に確認することも含めて実地検査というのなら、京都府会計規則どおりにすべての学校で実地検査が行われていることになる。しかし、実地検査の目的は、「備品等登録表」に記載された物品の存否を含めた管理状況を網羅的に把握し、その状況によっては、搜索、修繕、買替、廃棄等の必要な措置をとることにある。この観点で各校の実地検査を眺めると必ずしもその目的を達成しているとは言い難い学校もある。例えば、看護学校では「備品等登録表」との突合せは実施されておらず、その管理状況も全校で把握されていない。福知山高技専、農業大学校ではすべての備品についての確認がなされていない。

実地検査を実効性あるものにするためには、まず、実地検査の手続きを全校で統一して定めるべきである。そして、その目的を達成するために少なくとも訓練校にあるすべての備品を対象に一斉に実施して、その結果を実施票として書面で提出集約すべきである。平成24年度から実施されている京都高技専の実地検査の方法が参考になるのではないだろうか。

### 6.1.2 備品の亡失について

平成 24 年度に京都高技専システム設計科においてコンピュータ 1 台（取得価額 135,991 円）の亡失が確認された。その顛末は以下のとおりである。

取得時期	平成 24 年 2 月 10 日
亡失時期	平成 24 年 6 月 8 日から同年 8 月 6 日の間
亡失後の処理	8 月 6 日に亡失に気づきシステム設計科内の各実習室を捜索 8 月 23 日に訓練第 2 課長及び副校長に口頭報告 8 月 24 日書面報告を受け校長が校内各部屋の確認を指示 8 月 27 日職員に備品管理の徹底指示。校長以下でシステム設計科の現場調査 8 月 28 日システム設計科訓練生に対して PC1 台の亡失について説明。 発見への協力依頼。 9 月 3 日労政・人材育成課にメールで第 1 報 10 月 10 日伏見警察署へ盗難届提出受理 11 月 7 日校長から「物品亡失報告書」を会計管理者へ提出 11 月 30 日地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定（重過失なく賠償責任が生じない）に基づく認定 同日「備品異動通知書」起票

備品の亡失は、そもそもあってはならないことではあるが、警察への盗難届も受理されており一応の実施すべき処置は取られたものと認められる。ただ、亡失の発覚時期が夏休み期間中であつたこともあり、その対応に遅れがあつたことは否めない。今後は授業のたびに現物確認を行い、授業終了後は鍵付きのキャビネットへ収納するなど現在の対応を継続的に実施することが望まれる。特に、簡単に持ち出し可能な物品については注意が必要である。

### 6.1.3 毒劇物の管理

農業大学校でのみ農薬や実験薬剤等の毒劇物の取扱いがある。主として農薬類が圃



場の倉庫に実験用の薬品が実験室に保管されている。倉庫及び実験室はそれぞれ施錠されており、さらに、毒劇物は専用の鍵付きの棚に保管されている。毒劇物の受払いは「物品整理簿（毒物・劇物）」にその都度、使用者が記入することにより管理されており、半年に1度すべての毒劇物について実地検査が実施されている。鍵の管理、棚卸の実施等の統括的な管理は担当教授1名によって行われている。「物品整理簿（毒物・劇物）」への記載漏れが極まれに生じることもあるが、都度修正しており原因不明の過不足、紛失はない。毒劇物のほとんどが実験室で保管されており直近の実地検査日である平成25年10月9日現在の毒劇物の実験室の在量は以下のとおりである。

【図表 6.1.2】

	薬品名	区別	数量	単位	H5/4/1 から使用
1	塩化第二水銀	毒	325	g	なし
2	硝酸第二水銀	毒	22	g	なし
3	水銀	毒	150	m l	なし
4	亜硝酸ナトリウム	劇	280	g	なし
5	アニリン	劇	500	g	なし
6	アンモニア水	劇	2200	m l	
7	塩化亜鉛	劇	450	g	なし
8	塩化第一錫	劇	250	g	なし
9	塩化バリウム	劇	1000	g	なし
10	塩酸	劇	1625	m l	
11	塩素酸カリウム	劇	450	g	なし
12	キシレン	劇	800	g	なし
13	クロム酸カリウム	劇	400	g	なし
14	酢酸亜鉛	劇	400	g	なし
15	酢酸エチル	劇	690	m l	
16	酢酸鉛	劇	40	m l	なし
17	重クロム酸カリウム	劇	500	g	なし

18	重クロム酸カリウム溶液	劇	400	m l	なし
19	重クロム酸ナトリウム	劇	500	g	なし
20	シュウ酸	劇	1000	g	なし
21	シュウ酸アンモニウム	劇	500	g	
22	シュウ酸ナトリウム	劇	525	g	なし
23	硝酸	劇	100	m l	なし
24	硝酸銀	劇	40	g	
25	水酸化カリウム	劇	900	g	
26	1 N-水酸化カリウム	劇	1500	m l	なし
27	水酸化ナトリウム	劇	8040	g	
28	二硫化炭素	劇	200	g	なし
29	ピクリン酸	劇	40	g	なし
30	フェノール	劇	350	g	なし
31	ホルマリン	劇	250	m l	なし
32	メチルアルコール	劇	2350	m l	
33	1-ナフチルアミン	劇	100	g	なし
34	ヨウ素	劇	175	g	なし
35	ヨードカリウム	劇	299	g	
36	硫酸	劇	500	g	なし
37	硫酸亜鉛	劇	8.44	g	
38	硫酸銀	劇	42	g	なし
39	硫酸銅	劇	1280	g	なし
40	エチルアルコール	危険物4類	12900	m l	
41	エチルエーテル	危険物4類	0	m l	
42	酢酸	危険物4類	1894	m l	
43	硝酸アンモニウム	危険物4類	1400	g	
44	硝酸カリウム	危険物4類	150	g	なし
45	硝酸ナトリウム	危険物4類	800	g	なし

上表のとおり、平成5年4月以降に使用されたものは45種類ある毒劇物のうち14種類のみで残り31種類は少なくとも20年の間に全く使用されていない。毒劇物は危険性の高い物質であるため、その取扱いについては法律、規則等による規制を受け販売、譲渡、処分も簡単にできるものではない。何故20年以上も使用しないものが購入されたのか、或は、必要量以上に購入されたのか、その経緯についてはよくわからないが、購入時にその必要量を合理的に見積り購入量を必要最小量にとどめ極力余剰が発生しないように努めるべきである。そして、やむを得ない事情により使い切れなかった場合でも次回の使用予定がないのであれば、事故及び盗難の危険性を考慮して原則として廃棄すべきではないだろうか。20年間全く使用していない毒劇物が保管されているという状況を重く受け止め、それらの廃棄又は使用を検討すべきである。使用を考える場合には農業大学校だけに限定することなく府の他の部署での利用可能性も併せて検討すべきである。

#### 6.1.4 図書管理

陶工高技専、農業大学校、林業大学校及び看護学校には学生に貸出可能な図書があるが、その冊数、管理方法は各校によりまちまちである。福知山高技専には一般企業向けに貸出している研修ビデオ（DVD）がある。それぞれの状況は以下のとおりである。

##### (1) 陶工高技専

図書室が整備されており雑誌「芸術新潮」をはじめ展覧会の図録等数百冊の蔵書がある。図書室の蔵書はすべてパソコンにデータベース化されており、水曜日にのみ学生向けに貸出されている。貸出は図書カードにより管理されており、学期毎に棚卸されている。平成25年1学期の棚卸で7冊の図書が所在不明であったが、2学期末にはその所在は明らかとなっている。

##### (2) 農業大学校

図書室が整備されており蔵書が卒業論文も含めて概ね3百冊から5百冊ほどあるが、

最近の図書はほとんどないようであった。蔵書は学生が自由に閲覧することができるが、貸出管理、蔵書の内容、冊数及び保管場所は全く管理されていない。

### (3) 看護学校

図書室が整備されており蔵書が基礎分野 2,243 冊、専門基礎及び専門分野 6,688 冊、学術雑誌 23 種類ある。蔵書は図書原簿で管理されるとともに、随時データ化を進めておりバーコードによる貸出管理も実施している。貸出は学生が交代で務める図書当番の責任で実施されており、通常の貸出期間である 7 日を超えて貸出されている図書については借用人に対して督促するようにしている。棚卸は、雑誌については毎年 3 月ごろ、その他の蔵書は毎年 1 から 2 月ごろにその冊数のみを確認して、厚生労働省への提出書類に記載して提出しており、個別の蔵書の識別確認は実施していない。

図書室の蔵書以外に教員のみが利用できる図書があり、これらについては別途、購入図書と寄贈図書に分けてエクセルでデータベース化されているが、その保管場所及び貸出状況の把握はされておらず、棚卸もされていない。また、会議室の書棚には過去の教科書など今後廃棄すべき図書が相当数保管されているが、これらの図書は全くデータベース管理されていない。

閲覧用図書は「備品等登録表」に登録しなければならないが、この閲覧用図書とは広く第三者に対する閲覧を目的とした図書であって、各校の学生や教員のみを対象にした図書は教材であり閲覧用図書に該当しないとのことであった。しかし、図書は学校にとって有用な財産であり、また、貸出などで多くの人を利用するため紛失・盗難の危険性も高いものである。実際、陶工高技専では平成 25 年 1 学期には 7 冊の図書が所在不明となっていることから、「備品等登録表」に登録しなくともデータベース化するなど別の方法で網羅的に蔵書を登録し、貸出方法を整備し、備品の实地検査と同様に少なくとも年一回の棚卸を実施して各校の管理方法を標準化するとともに、学校間で相互に貸出しができるようにして図書の有効活用をはかるべきである。

### 6.1.5 不要備品の状況

各校とも割り当てられた施設や備品を学生や教職員が概ね丁寧に使用し、管理しているところであるが、中には設立以来相当の期間が経過し、また、カリキュラムの変更により使用しなくなったものがそのままになっている。

各校を視察し、また、各校に遊休資産の状況を問い合わせた結果、福知山高技専、農業大学の2校に以下のような不要備品が存在していることが明らかになった。

専門校	備品内容
福知山高技専	鋸盤 2 台、角のみ盤 1 台、プリンター 1 台、電気掃除機 1 台、万能昇降機 1 台、帯のこ機 1 台、溶接棒乾燥機 1 台、継電機 1 台、蓄電器 1 台、変圧器 2 台、電圧電流計 1 台、力率計 1 台、電力計 5 台、パソコン 13 台
農業大学校	写真機 3 台、映写機 2 台、顕微鏡 20 台、顕微鏡付属装置 1 台、度量衡測定機器 1 台、化学測定機器 3 台、はかり 1 台、温度測定装置 2 台、湿度測定装置 2 台、気象測定機器 1 台、光度計 2 台、加熱機器 1 台、培養装置 2 台、理化学機器 8 台、恒温恒湿槽 2 台、糶摺機 1 台、耕耘機 3 台、エアコンプレッサー 1 台、土壤消毒機 1 台、トラクター 1 台、運搬車 1 台、チェーンソー 3 台、伝導率計 1 台

京都高技専、陶工高技専、看護学校、林業大学校には不要備品はない。

上表の遊休資産については、学内だけでなく府の他の施設での利用も含めて広くその有効活用の方法を検討すべきである。検討の結果、使用不能なものについては除却すべきであり、使用可能だが府で管理する必要のないものについては売却すべきである。

## 6.2 施設管理

各校とも土地、建物等の固定資産については京都府の「統合財務システム」に登録されてデータ管理している。主な施設としては、校舎、寮、体育館、駐車場、運動場、圃場、倉庫などがある。各校の主な施設の状況は以下のとおりである。

【図表 5.2】

京都高技専(京都障害者高技専を含む)	敷地面積 9,928.9 m <sup>2</sup> 、鉄骨鉄筋コンクリート造り及び鉄筋コンクリート造り 4 階、延床面積 11,915.78 m <sup>2</sup>	平成 10 年建設
陶工高技専	敷地 5,191.45 m <sup>2</sup> (建築面積 1,588.04 m <sup>2</sup> 、道路・緑地・駐車場・運動場等 2,177.41 m <sup>2</sup> 、山林保存 1,426.00 m <sup>2</sup> ) 建物 (本館・実習室 (鉄筋コンクリート造地上 3 階地下 1 階) 2,868.57 m <sup>2</sup> 、窯場棟 (鉄骨造平屋) 164.26 m <sup>2</sup> ) 3,032.83 m <sup>2</sup>	昭和 63 年建設
福知山高技専	本館 (鉄筋コンクリート 2 階) 建築面積 1,043.02 m <sup>2</sup> 延床面積 1,655.83 m <sup>2</sup> 実習棟 (鉄骨平屋一部中 2 階) 2,331.64 m <sup>2</sup> 延床面積 2,672.51 m <sup>2</sup> 体育館 (鉄骨一部鉄筋コンクリート平屋) 732.90 m <sup>2</sup> 技能センター (鉄筋コンクリート 2 階一部鉄骨平屋) 540.90 m <sup>2</sup> 延床面積 758.85 m <sup>2</sup> 青雲寮 (鉄筋コンクリート 2 階) 612.68 m <sup>2</sup> 延床面積 774.57 m <sup>2</sup> 運動場 8,260.00 m <sup>2</sup>	昭和 54 年建設 昭和 54 年建設 昭和 55 年建設 昭和 55 年建設 昭和 55 年建設
城陽障害者高技専	敷地面積約 2,500 m <sup>2</sup> 本館 (鉄筋コンクリート 2 階) 建築面積 1,272.52 m <sup>2</sup> 延床面積 1,897.49 m <sup>2</sup>	昭和 54 年建設

農業大学校	農村青年研修館 428.65 m <sup>2</sup> 研修棟 691.54 m <sup>2</sup> 教育棟 1,117.20 m <sup>2</sup> 寮（紫明寮） 898.54 m <sup>2</sup> 寮（松風寮） 1,398.76 m <sup>2</sup> 体育館 834.06 m <sup>2</sup> 実習圃場 8,202.4 m <sup>2</sup> 温室 956.30 m <sup>2</sup>	昭和 39 年建設 昭和 48 年建設 昭和 57 年建設 昭和 57 年建設 平成 4 年建設 昭和 58 年建設 昭和 57 年、平成 8 年建設
林業大学校	本館 218.70 m <sup>2</sup>	昭和 43 年建設
看護学校	敷地 10,468 m <sup>2</sup> 校舎（2 階）延べ床面積 2,107 m <sup>2</sup> 学生寮（3 階）延床面積 1,607 m <sup>2</sup>	昭和 56 年建設 昭和 57 年建設

### 6.2.1 寮

福知山高技専、城陽障害者校、看護学校、農業大学校には学生が入居できる寮がある。

それぞれの概要は以下のとおりである。

#### (1) 福知山高技専

青雲寮は、鉄筋コンクリート 2 階建、建築面積 612.68 m<sup>2</sup>、延床面積 774.57 m<sup>2</sup>で昭和 55 年に建設された男子寮である。その利用状況は定員 24 名に対して平成 23 年 15 名、平成 24 年 11 名、平成 25 年 7 名の入寮者と逡減している。舎監が 3 名おり交替で夜間駐在している。炊事場はあるが、寮生への食事の提供はなく、寮費は水道光熱費として月額 35,000 円を徴収しており、退寮時に余剰がある場合は返却している。

#### (2) 城陽障害者高技専

全寮制であり、城陽障害者校本館（鉄筋コンクリート 2 階）の 2 階が寮となっており、延床面積 766.14 m<sup>2</sup>、7 部屋であり、うち 3 部屋は女子部屋となっている。寮生活

を訓練の場と位置づけ、日課表に従い寮生活全般にわたり生活指導及び余暇指導を行っている。寮に専任の舎監 2 名と寮母 2 名（隔日勤務各 1 名）を配置し、指導にあたっている。寮費は食事代、寝具リース料として月額 25,000 円を徴収している。

### (3) 農業大学校

全寮制であり、男子寮と女子寮の 2 棟ある。1 号棟（松風寮）は鉄筋コンクリート 3 階建、延床面積 1,398.76 m<sup>2</sup>で平成 4 年に建設され、2 号棟（紫明寮）は鉄筋コンクリート 2 階建、延床面積 898.54 m<sup>2</sup>で昭和 57 年に建設された。寮費は食事代として月額 20,000 円の他水道光熱費を実費徴収している。

### (4) 看護学校

さざなみ寮は施設としての定員は 20 室 80 名であるが、現在は 1 室 3 名 60 名定員として使用している。若葉寮は隣接する京都府の北部医療センターから 18 室借用しており、1 室 2 名 36 名定員となっている。その利用状況はさざなみ寮平成 22 年度 18 室 49 名、23 年度 20 室 57 名、24 年度 20 室 55 名、若葉寮平成 22 年度 15 室 30 名、23 年度 17 室 34 名、24 年度 13 室 26 名となっておりその稼働率は高いといえる。

城陽障害者高技専が全寮制である趣旨は、寮生活を通して訓練生が規則正しい社会生活を身につけることにあり、その趣旨に賛同する保護者も多いようである。

農業大学校が全寮制であるのは、農業の特性に鑑みて実習の一環として有益だからである。すなわち、共同作業が必要とされる農業に慣れるには寮における共同生活を通して協調性を養うことが有益であり、また、農業が自然を相手にすることから自ら栽培する農作物の傍で寝起きすることにより、急な気象状況の変化にも対応することができるとの趣旨からである。

城陽障害者高技専及び農業大学校が全寮制であることは、それなりの意義があり、一定の効果が望めるのではないかと思う。

看護学校については全寮制ではないが、過去 3 年間の利用状況を見る限り、さざなみ寮では 8 割から 9 割を超える利用率であり、若葉寮についても 7 割を超えており、



その利用率は高い。看護学校の寮については近隣に賃貸物件が少ない環境であり、また、その利用率も高いことから、その必要性は高いといえる。

一方、福知山高技専の青雲寮の過去3年間の利用率は逡減しており、平成25年度においては7名3割程度の利用率となっている。青雲寮については年々利用率が逡減していること、寮を利用せず近隣の賃貸物件に居住する訓練生もいることから、その必要性は高くないと思われる。また、青雲寮は昭和55年に建設されたものであり老朽化も進んでいることから修繕が必要であるし、寮には舎監の駐在も必要になることから、寮の必要性について訓練生からのニーズと維持管理コストの面から再検討すべき時期に来ていると考える。

## 6.2.2 体育館

京都高技専、福知山高技専、農業大学校には体育館がある。陶工高技専、看護学校には小規模な講堂がある。それぞれの概要及び利用状況は以下のとおりである。

### (1) 京都高技専

訓練生の体育館使用時間は体育授業及び各種式典、行事を含めて年間691時間である。府民への開放は原則実施していない。

### (2) 福知山高技専

体育館は鉄骨一部鉄筋コンクリート平屋、建築面積732.9㎡で昭和55年に建設された。訓練生の体育授業が週14時間あり、職員のクラブ活動としてバドミントンや卓球を実施しており週4時間の利用がある。その他府民へも開放されているが、過去3年間の稼働日及び稼働率はそれぞれ平成22年度29日32.6%、平成23年度13日14.8%、平成24年度8日9.3%と低水準であり、また、年々低下している。

8,260㎡の運動場もあり、朝の体操や地域のソフトボールチームへの貸出を行っている。また、福知山市の地域避難施設の指定も受けている。

### (3) 農業大学校

体育館は、鉄筋コンクリート平屋、建築面積 834.06 m<sup>2</sup>で昭和 58 年に建設された。主に訓練生が放課後、夜間のレクリエーションとして利用しており、授業及び行事での使用が年間 24 時間、府民への開放が年間 27 時間である。その他運動場がある。

### (4) 陶工高技専

式典、入試、展示会、公開講義等で使用しており、訓練生が卓球やエクササイズをする福利厚生施設として毎日開放している。府民への開放はしていないが、業界団体（陶磁器協同組合）の健康増進活動の会場として概ね週 1 回の貸出しを実施している。

### (5) 看護学校

式典（入学式、戴帽式、卒業式）及びその練習、研究発表に使用しており、また、昼休みや放課後は学生がスポーツ（バレー、卓球、バドミントン等）に利用している。府民への開放はない。

## 6.2.3 遊休施設

農業大学校に以下の遊休施設が存在した。

ごみ焼却場（昭和 54 年築、軽量鉄骨）

農村青年研修館（昭和 39 年築、鉄骨造、延床面積 428.65 m<sup>2</sup>）

各校においては概ね割り当てられた資産を丁寧に使用管理しているが、上記のとおり設置後相当年数が経過し、あるいは、その使用が規制されたために使用されなくなった施設がある。これらの遊休資産については、使用不能なものについては除却すべきであり、使用可能だが府で管理する必要のないものについては売却すべきである。

## 6.3 監査の結果

### 6.3.1 指摘事項

#### (1) 備品の实地検査の手続の統一について

实地検査の目的は、「備品等登録表」に記載された物品の存否を含めた管理状況を網羅的に把握し、その状況によっては、搜索、修繕、買替、廃棄等の必要な措置をとることにある。この観点で各校の实地検査を眺めると必ずしもその目的を達成しているとは言い難い。看護学校では「備品等登録表」との突合せは実施されておらず、その管理状況も全校で把握されていない。福知山高技専、農業大学校ではすべての備品についての確認がなされていない。

实地検査を実効性あるものにするためには、まず、实地検査の手続きを統一して定めるべきである。そして、少なくとも人材育成機関にあるすべての備品を対象に一斉に実施して、その結果を実施票として書面で提出集約すべきである。

#### (2) 備品の亡失について

京都高技専では平成 24 年度にパソコン 1 台（135 千円）の亡失があった。そもそもあってはならないことではあるが、警察への盗難届も受理されており一応の実施すべき処置は取られたものと認められる。ただ、亡失の発覚時期が夏休み期間中であったこともあり、その対応に遅れがあったことは否めない。今後は授業のたびに現物確認を行い、授業終了後は鍵付きのキャビネットへ収納するなど現在の対応を継続的に実施することが望まれる。特に、簡単に持ち出し可能な物品については注意が必要であり、再発防止策を十分に検討し対処する必要がある。

#### (3) 備品の除却漏れについて

京都高技専では平成 24 年度にはじめて全校一斉の实地検査を実施した。その結果、不明備品 148 件（計 12,434 千円）が存在することが明らかになった。その主なものは高等技術専門校の再編及び校舎新築（平成 10 年 4 月）以前の廃科を中心とした備品であり、処分時に一定の手続に則って「備品等登録表」から削除すべきところ手続きが漏れていたことによるものと思われる。

今後は当該手続漏れがないように物品を廃棄する際には、必ず「備品異動通知書」を作成するとともに、網羅的な実地検査によってその失念がないかどうかの確認を定期的に行うべきである。

#### (4) 毒劇物の利用・保管計画について

毒劇物は農業大学校でのみ使用されているが、平成5年4月以降に使用された毒劇物は45種類のうち14種類のみで残り31種類は少なくとも20年の間に全く使用されていない。毒劇物は危険性の高い物質であるため、その取扱いについては法律、規則等による規制を受け販売、譲渡、処分も簡単にできるものではない。したがって、購入時にその必要量を合理的に見積り購入量を必要最小量にとどめ極力余剰が発生しないように努めるべきである。そして、やむを得ない事情により使い切れなかった場合でも次回の使用予定がないのであれば、事故及び盗難の危険性を考慮して原則として廃棄すべきである。もし、使用を考えるのであれば、農業大学校だけに限定することなく府の他の部署での利用可能性も併せて検討すべきである。

#### (5) 図書の管理について

閲覧用図書は「備品等登録表」に登録しなければならないが、この閲覧用図書とは広く第三者に対する閲覧を目的とした図書であって、各校の学生や教員のみを対象にした図書は閲覧用図書に該当しないとのことであった。しかし、図書は学校にとって有用な財産であり、また、貸出などで多くの人々が利用するため紛失・盗難の危険性も高いものである。「備品等登録表」に登録しなくともデータベース化するなど別の方法で網羅的に蔵書を登録し、貸出方法を整備し、備品の実地検査と同様に少なくとも年一回の棚卸を実施して各校の管理方法を標準化するとともに、学校間で相互に貸出しができるようにして図書の有効活用をはかるべきである。

#### (6) 備品、施設の有効活用について

各校においては概ね割り当てられた資産を丁寧に使用管理しているが、カリキュラムの変更や設置後相当年数が経過して使用されなくなった施設、備品がある。これら

の遊休資産については、学内だけでなく府の他の施設での利用、近隣住民への開放も含めて広くその有効活用の方法を検討すべきである。検討の結果、使用不能なものについては除却すべきであり、使用可能だが府で管理する必要のないものについては売却すべきである。

#### (7) 寮の必要性について

福知山高技専、城陽障害者高技専、看護学校、農業大学校には寮があるが、そのうち福知山高技専の青雲寮については廃止も含めてその活用方法を検討すべきである。

青雲寮では過去3年間の利用状況は逡減しており、平成25年度においては7名3割程度の利用率となっている。青雲寮の利用率が年々逡減していること、寮を利用せず近隣の賃貸物件に居住する訓練生もいることから、その必要性は高くないと思われる。また、青雲寮は昭和55年に建設されたものであり老朽化も進んでいることから修繕が必要であるし、寮には舎監の駐在も必要になることから、寮の必要性について訓練生からのニーズと維持管理コストの面から再検討すべき時期に来ていると考える。

#### 6.3.2 意見

該当事項はない。

## 7 契約事務の状況

### 7.1 契約制度の概要

地方公共団体の建設工事や物品・役務等の調達における契約方法には、原則的な一般競争入札と例外としての指名競争入札、随意契約（プロポーザル方式を含む）がある。

つまり、地方公共団体の調達について定める地方自治法では、最も競争性、透明性、経済性等に優れた①一般競争入札を原則として掲げつつ、一定の場合には、②指名競争入札、③随意契約による方法により契約を締結することが認められている。

#### 7.1.1 ①一般競争入札

契約の目的その他を公告し、希望する不特定多数の者を入札方法により競争させ、最も有利な条件で入札したものを選んで契約する方法である。

地方公共団体の契約締結方法の原則である(地方自治法第 234 条)。

##### (1) 長所

機会均等の原則に則り、相手方の選定において透明性、公正性を確保することができる。不特定多数の者が参加するので、競争性、経済性に優れている。

##### (2) 短所

不信用、不誠実な者が入札に参加するおそれがある。契約担当者の事務上の負担が大きく、経費も増加する。

#### 7.1.2 ②指名競争入札

資力、信用その他について適切と認める特定多数の者を通知によって指名し、それらの者を入札の方法によって競争させ、最も有利な条件で入札したものを選んで契約する方法である。

政令で定める場合に限り、指名競争入札によることができる。

##### (1) 長所

一般競争入札に比べて不信用、不誠実な者を排除することができる。一般競争入札に比べて契約担当者の事務上の負担や経費の軽減を図ることができる。

## (2) 短所

指名する者の範囲が固定化するおそれがある。談合が容易である。

## (3) 指名競争入札によることができる要件

地方自治法施行令第167条において次の各号に掲げる場合とすると定めている。

①契約の性質・目的が一般競争入札に適しない契約をするとき。

②契約の性質・目的により、入札に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。

③一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

### 7.1.3 ③随意契約

任意に特定の相手方を選定して、その者と契約を締結する方法である。

随意契約を行うにあたっては、契約内容その他見積に必要な事項を示して、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならない。比較見積の徴収が原則であることから、省略する場合には特段の緊急性や特定性等の有無について十分に検討する必要がある。

政令で定める場合に限り、随意契約によることができる。

## (1) 長所

信用、能力のある者を任意に選定することができる。競争に付する手間を省略し、事務処理の効率化が図れる。

## (2) 短所

相手方選定における公正性に欠ける。競争による経済性が図れない。

## (3) 随意契約によることができる要件

地方自治法施行令第167条の2において次の各号に掲げる場合とすると定めている。

①契約の予定価格が京都府会計規則第161条の2第1項各号で定める額を超えない少額の契約をするとき

i 工事又は製造の請負 : 250万円

ii 財産の買入れ : 160万円

iii 物件の借入れ : 80万円

iv 財産の売払い : 50 万円

v 財産の貸付け : 30 万円

vi 前各号に掲げるもの以外の契約 : 100 万円

② 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき

③ 障害者関係施設、シルバー人材センター、母子福祉団体等から物品や役務の調達をする等の契約をするとき

④ いわゆるベンチャー企業として知事の認定を受けた者から新製品として生産された物品を買い入れる契約をするとき

⑤ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき

⑥ 競争入札に付することが不利と認められるとき

⑦ 時価に比して著しく有利な価格で契約締結が見込めるとき

⑧ 競争入札に付したが入札者がいないとき、又は再度の入札に付したが落札者がいないとき

⑨ 落札者が契約を締結しないとき

(4) 単独随意契約ができる要件

以下の場合には、複数（2人以上）の比較見積を徴することを省略できる。（京都府会計規則第163条第1項）

① 2人以上の者から見積りを徴しても同一金額の見積りがなされると予想されるとき

② 特定人から見積りを徴することが有利と認められるとき

③ 契約の相手方が特定人に限定されるとき

#### 7.1.4 京都府の建設工事の入札方式の取扱方針について

平成19年4月からの京都府の方針は以下のとおりである。

(1) 設計額が1,000万円以上の工事については、一般競争入札を採用する。ただし、設計額が1,000万円未満の工事について、一般競争入札によることを妨げない。

(2) 設計額が1,000万円未満の工事については、発注事務の効率性等を優先して、原則指名競争入札を採用する。この場合にあっても、競争性向上のため、指名業者数を概ね20者とする。



(3) 行き過ぎた低価格入札による過当競争防止対策として、平成 20 年 12 月から 1 億円未満の工事を対象として最低制限価格制度を採用し、1 億円以上の工事を対象として低入札価格調査制度を採用する。

## 7.2 監査対象とした契約事務

各校より、平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 年間の契約締結一覧の提出をもとめ、工事、役務、物品等の調達全般にわたる全契約を監査対象とした。ただし、契約金額 30 万円未満の少額な契約については、原則として監査対象から除外した。

そして、各校の契約事務の適正性について、以下の観点から検討を行った。

- ①契約方法（一般競争、指名競争、随意契約）の選択は妥当か
- ②予定価格は適切な積算根拠に基づき算出されているか
- ③入札の事務手続は適正に行われたか（手順、落札者決定に誤りはないか）
- ④随意契約の事務手続は適正に行われたか（比較見積の徴収と契約者決定、単独随意契約理由は妥当であるか）

## 7.3 京都高等技術専門校

### 7.3.1 過去3年間の契約の状況

【図表 7.3.1-1】 京都高技専の契約状況

事業名称	契約先	契約方法	契約金額	契約期間	契約手続の検討
平成22年度					
設備管理業務	(株)新生商会	指名競争入札 最低制限価格なし	39,690,000 ※1	22/5～25/4	16社指名、13社入札、3社辞退 令第167条第3号
日常清掃及び定期清掃	タクミサービス 山崎匠	一般競争入札 最低制限価格なし	2,730,000 ※2	22/6～23/5	5社入札
休日等の校利用に係る 校舎管理：単価契約	テス(株)	随意契約	567,000 ※4	22/4～23/3	単独随契 令第167条の2第1項第1号
開放訓練スペース管理業務 ：単価契約	京都府職業能力開発 協会	随意契約	1,025,325 ※5	22/4～23/3	単独随契 令第167条の2第1項第2号
在職者訓練 (機械CAD実践講座)	オムロンパーソネル(株)	随意契約	336,000	22/6～22/12	単独随契 令第167条の2第1項第1号
産業廃棄物の収集運搬 及び処分：単価契約	(株)ナプラス	随意契約	483,220 ※6	22/4～23/3	単独随契 令第167条の2第1項第1号
一般廃棄物の収集運搬	(株)ナプラス	随意契約	497,700 ※7	22/4～23/3	単独随契 令第167条の2第1項第1号
デザインワーク科 訓練用機器	オリックス(株)	随意契約	711,900	22/4～23/3	単独随契 令第167条の2第1項第2号 前期と同様の機器が必要
デザインワーク科 訓練用機器	オリックス(株)	随意契約	759,150	22/4～23/3	単独随契 令第167条の2第1項第2号 前期と同様の機器が必要
平成23年度					
日常清掃及び定期清掃	タクミサービス 山崎匠	一般競争入札 最低制限価格なし	2,730,000 ※2	23/6～24/5	2社入札
休日等の校利用に係る 校舎管理：単価契約	テス(株)	随意契約	729,540 ※4	23/4～24/3	単独随契 令第167条の2第1項第1号
開放訓練スペース管理業務 ：単価契約	京都府職業能力開発 協会	随意契約	905,940 ※5	23/4～24/3	単独随契 令第167条の2第1項第1号
産業廃棄物の収集運搬 及び処分：単価契約	(株)ナプラス	随意契約	330,779 ※6	23/4～24/3	単独随契 令第167条の2第1項第1号
一般廃棄物の収集運搬	(株)ナプラス	随意契約	560,700 ※7	23/4～24/3	単独随契 令第167条の2第1項第1号
進学及び就活サイトへの 本校情報の掲載	(有)メディアックス	随意契約	519,750 ※8	23/4～24/3	見積書徴収4社 令第167条の2第1項第1号

【図表 7.3.1-2】

事業名称	契約先	契約方法	契約金額	契約期間	契約手続の検討
平成24年度					
日常清掃及び定期清掃	タクミサービス 山崎匠	一般競争入札 最低制限価格なし	3,150,000 ※2	24/6～25/5	1社入札
防犯及び火災・設備異常警備	セコム(株)	随意契約	3,704,400 ※3	24/6～27/5	単独随契 令第167条の2第1項第2号
休日等の校利用に係る 校舎管理：単価契約	テス(株)	随意契約	566,055 ※4	24/4～25/3	単独随契 令第167条の2第1項第1号
開放訓練スペース管理業務 ：単価契約	京都府職業能力開発 協会	随意契約	910,875 ※5	24/4～25/3	単独随契 令第167条の2第1項第1号
産業廃棄物の収集運搬 及び処分：単価契約	(株)ナプラス	随意契約	390,241 ※6	24/4～25/3	単独随契 令第167条の2第1項第1号
一般廃棄物の収集運搬	(株)ナプラス	随意契約	573,300 ※7	24/4～25/3	単独随契 令第167条の2第1項第1号
募集要項等作成	(株)春日	随意契約	294,000	24/5～25/2	見積書徴収3社 令第167条の2第1項第1号
訓練生の定期健康診断	(公財)京都健康管理 研究会中央診療所	随意契約	224,910	24/10	見積書徴収3社 令第167条の2第1項第1号
進学及び就活サイトへの 本校情報の掲載	(有)メディアックス	随意契約	498,750 ※8	23/4～24/3	単独随契 令第167条の2第1項第1号

(注) 契約金額欄の※は、次の検討セクションでの契約※Noに対応するものである。

令：地方自治法施行令 規則：京都府会計規則 以下の図表も同様である。

### 7.3.2 契約事務の適正性の検討

#### (1) 契約 ※1

平成22年度、設備管理業務委託。予定価格56,556千円、委託契約のため最低制限価格の設定はなし。契約方法は、指名競争入札が選択された。

指名競争入札による理由は以下のとおり。

「夜間休日等に設備関係の不調が発生した場合の緊急対応や常時2名の管理体制を維持するためには、安定的な経営状況とともに会社にある程度の人的規模や技術者数、設備業務経験が必要である。一般競争入札に付した場合、不信用、不誠実な業者の参入も考えられ、契約上の義務違反によって当校が被る影響は計り知れないものがあると考えられるため。」

理由に問題はなく、入札指名業者の決定にあたっては、従業員規模が 30 人以上という条件をつけるなど恣意的な指名状況は見られず、13 社入札による競争性も十分に確保されており、入札事務手続も適正に行われている。

(2) 契約 ※2

平成 22 年度からの 3 年間、毎年、日常清掃及び定期清掃の委託契約について一般競争入札が行われている。3 年とも入札の事務手続は適正に行われている。

(3) 契約 ※3

防犯及び火災・設備異常警備、契約額 3,704 千円の契約が(株)セコムと単独随意契約で行われている。単独随意契約理由は以下のとおり。

「当校の警備設備は施設建設時に内蔵型として整備されており、その設備を用いた警備を行うことが必要不可欠であるが、当該業務を適切に実施することができるのは警備設備の設置業者である当該業者しかないことから、契約の相手方が特定され、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。」

理由に問題はない。

(4) 契約 ※4

平成 22 年度からの 3 年間、毎年、休日等の校利用に係る校舎管理の契約がテス(株)と単独随意契約で行われている。単独随意契約理由は以下のとおり。

「職員不在時（休日及び時間外）における機械警備機器の操作及び緊急対応業務を専門業者に委託するものであるが、機械警備業務についてはセコム(株)に委託していることから、セコム(株)が指定する業者に特定されるため。」

理由に問題はない。

(5) 契約 ※5

平成 22 年度からの 3 年間、毎年、開放訓練スペース管理業務の契約が京都府職業能力開発協会と単独随意契約で行われている。単独随意契約理由は以下のとおり。

「開放訓練スペースについては、本校施設内に所在地を有する京都府職業能力開発協会の会員である事業主が行う職業訓練の実施場所として使用するものであり、その管理については業務の性格上、当該協会が最適であり、かつ他に適当な団体等が見当たらず、競争入札には適さないため。」

理由に問題はない。

(6) 契約 ※6

平成 22 年度からの 3 年間、毎年、産業廃棄物収集・運搬業務の契約が(株)ナプラスと単独随意契約で行われている。単独随意契約理由は以下のとおり。

「処分する産業廃棄物の種類が多様であり、訓練に支障なくそれらを一括して収集・運搬のできる業者が特定されるため。」

理由に問題はない。

(7) 契約 ※7

平成 22 年度からの 3 年間、毎年、一般廃棄物収集・運搬業務の契約が(株)ナプラスと単独随意契約で行われている。単独随意契約理由は以下のとおり。

「ごみの収集・運搬については、一般廃棄物及び産業廃棄物の区別なく一元化して行うことにより、訓練に支障なく円滑に、かつ効率的に行うことが期待できる。当校の事情により、産業廃棄物の収集・運搬業者が特定されるため、一般ごみの収集・運搬業者についても、当該業者を選定することが適当と判断されるため。」

理由に問題はない。

(8) 契約 ※8

平成 24 年度情報サイトへの専門校情報の掲載、契約額 498 千円の契約が複数の比較見積を行わずに(有)メディアックスと行われている。平成 23 年度から訓練生募集の広報手段の一つとして、進学及び就活サイト（情報サイト）への専門校情報の掲載を行い、インターネットや携帯電話からも校の情報が入手できるよう広報を行うようになったのであるが、その時は 4 社による見積合わせが行われている。

今回の単独による選定理由については、「当業者は平成 23 年度契約業者であり、業者選定の際に情報サイトを運営する 4 業者で見積合わせを行い決定した業者である。当サイトは学生からのアクセス数も多く、継続して情報を掲載することで、安価で広報効果を見込めると判断されるため。」としている。

継続の有利さを検討した結果の判断であり、契約金額も僅かではあるが前年より下回っていることからみて妥当なものと判断される。

(9)その他

上記に個別にコメントを加えたもの以外において、指摘事項や意見はない。随意契約とされた少額取引については、見積合わせにより相手先が決定されており、単独随意契約についても相手方特定理由に不当性（疑義）を感じるものはない。

7.4 福知山高等技術専門校

7.4.1 過去3年間の契約の状況

【7.4.1-1】福知山高技専の契約状況

事業名称	契約先	契約方法	契約金額	契約期間	契約手続の検討
平成22年度					
技能センター屋根改修	橋本工業(株)	指名競争入札 最低制限価格	5,376,000 ※2	22/10	20社指名、19社入札、1社辞退 2社失格
実習棟改修工事（建築）	セイリョウ建設(株)	一般競争入札 最低制限価格	33,771,150 ※1	22/11	9社入札、 2社失格
実習棟改修工事（電気設備）	盛電工業(株)	指名競争入札 最低制限価格	7,035,000 ※2	22/11	20社指名、17社入札、3社辞退 2社失格
実習棟改修工事（機械設備）	(株)マイベイ	指名競争入札 最低制限価格	5,565,000 ※2	22/11	20社指名、5社入札、15社辞退 失格なし
寮食堂空調設備工事	(株)ホリテック	随意契約	588,000	22/8	見積書徴収3社 規則第161条の2第1項1号
総合実務科実習棟照明器具 取替工事	(株)ホリテック	随意契約	403,000	22/8	見積書徴収3社 規則第161条の2第1項1号
実習棟、物置修繕工事	セイリョウ建設(株)	随意契約	700,000	22/12	単独随契 令第167条の2第1項第2号 上記建築改修に付随するため
実習棟改修工事設計業務委託	(株)伊藤・梅原 建築設計事務所	指名競争入札 最低制限価格なし	2,719,500 ※3	22/6	10社指名、4社入札、6社辞退
自動車整備科検査ライン 移設等業務委託	(株)バンザイ	随意契約	8,295,000 ※4	22/7	単独随契 令第167条の2第1項第2号
庁舎清掃	(株)ジェイアール西日本 福知山メンテイク	一般競争入札 最低制限価格なし	1,627,500 ※5	22/6～23/5	4社入札
校内除草及び立木の剪定	(社)福知山市 シルバー人材センター	随意契約	706,539	22/5～23/3	単独随契 令第167条の2第1項第3号 高齢者雇用の安定
機械警備業務 防犯、防火等警備業務	(株)セコム	随意契約	756,000	22/4～23/3	単独随契 令第167条の2第1項第2号 警備機器設置業者
I T ( C A D ) 訓練	デジタル・ クリエイト・エム	随意契約	265,230	22/6～22/7	単独随契 令第167条の2第1項第2号 実施者が限定される
I T ( C A D ) 訓練	デジタル・ クリエイト・エム	随意契約	265,230	22/10～22/11	単独随契 令第167条の2第1項第2号 実施者が限定される

【図表 7.4.1-2】

事業名称	契約先	契約方法	契約金額	契約期間	契約手続の検討
平成23年度					
実習棟改修工事	公正産業(株)	指名競争入札 最低制限価格	8,165,850 ※2	23/6	20社指名、17社入札、3社辞退 失格なし
本館屋根手摺改修工事	公正産業(株)	随意契約	1,995,000	24/2	見積書徴収3社 規則第161条の2第1項1号
技能センター屋根消火栓 配管改修工事	日吉電機(株)	随意契約	492,000	24/2	見積書徴収3社 規則第161条の2第1項1号
寮舎ボイラー室煙 改修工事	セイリョウ建設(株)	随意契約	315,000	24/2	見積書徴収3社 規則第161条の2第1項1号
ボイラー等改修工事 設計業務	関西設計(株)	随意契約	840,000	23/10	見積書徴収3社 規則第161条の2第1項6号
庁舎清掃	(株)浄美社	一般競争入札 最低制限価格なし	1,600,200 ※5	23/6～24/6	3社入札
校内除草及び立木の剪定	(社)福知山市 シルバー人材センター	随意契約	562,647	23/5～23/3	単独随契 令第167条の2第1項第3号 高齢者雇用の安定
機械警備業務 防犯、防火等警備業務	(株)セコム	随意契約	756,000	23/4～24/3	単独随契 令第167条の2第1項第2号 警備機器設置業者
I T ( C A D ) 訓練	デジタル・ クリエイト・エム	随意契約	530,460	23/6～24/2	単独随契 令第167条の2第1項第2号 実施者が限定される
平成24年度					
寮舎ボイラー等改修工事	大槻冷熱設備(有)	指名競争入札 最低制限価格	6,037,500 ※2	24/5	18社指名、17社入札、1社辞退 7社失格
本館屋上手摺改修工事	公正産業(株)	随意契約	1,428,000	25/2	見積書徴収3社 規則第161条の2第1項1号
各所外壁補修工事・本館 玄関庇補修工事	橋本工業(株)	随意契約	1,380,000	25/1	見積書徴収3社 規則第161条の2第1項1号
寮舎給湯加圧設備修繕工事 改修工事	大槻冷熱設備(有)	随意契約	567,000	25/3	見積書徴収3社 規則第161条の2第1項1号
体育館耐震診断調査	企業組合一級建築士事務所 ひと・まち設計	指名競争入札 最低制限価格なし	2,118,900 ※3	24/8	10社指名、7社入札、3社辞退
庁舎清掃	(株)浄美社	一般競争入札 最低制限価格なし	1,251,800 ※5	24/6～25/6	3社入札
校内除草及び立木の剪定	(社)福知山市 シルバー人材センター	随意契約	601,576	24/4～25/3	単独随契 令第167条の2第1項第3号 高齢者雇用の安定
機械警備業務 防犯、防火等警備業務	(株)セコム	随意契約	756,000	24/4～25/3	単独随契 令第167条の2第1項第2号 警備機器設置業者
I T ( C A D ) 訓練	デジタル・ クリエイト・エム	随意契約	530,460	24/4～25/3	単独随契 令第167条の2第1項第2号 実施者が限定される

## 7.4.2 契約事務の適正性の検討

### (1) 契約 ※1

平成 22 年度建設工事、自動車整備科実習棟の建物及び周辺工作物の改修工事。契約方法は、一般競争入札が選択された。予定価格は 39,910 千円、最低制限価格 33,762 千円である。

京都府では、設計額が 10,000 千円以上の建設工事については、一般競争入札を採用しており、また、100,000 千円未満の工事については最低制限価格制度を採用している。京都府の方針に従った契約方法が採用されており、入札の事務手続も適正に行われている。

### (2) 契約 ※2

<平成 22 年度建設工事>

- ①技能センター屋根改修工事：予定価格 6,436 千円、最低制限価格 5,372 千円
- ②実習棟改修工事（電気設備）：予定価格 8,473 千円、最低制限価格 7,035 千円
- ③実習棟改修工事（機械設備）：予定価格 6,615 千円、最低制限価格 5,519 千円

<平成 24 年度建設工事>

- ④寮舎ボイラー等改修工事：予定価格 6,930 千円、最低制限価格 5,948 千円

上記の 4 工事について、契約方法は、指名競争入札が選択されている。

京都府では、設計額が 10,000 千円未満の建設工事については、事務効率を優先して指名競争入札を採用し、ただ、競争性向上のため、指名業者数を概ね 20 者とする方針を採っている。また、100,000 千円未満の工事については最低制限価格制度を採用する。この 4 工事とも、京都府の方針どおりの契約方法が採用され、指名業者数も概ね 20 者が確保されており、また、入札の事務手続も適正に行われている。

### (3) 契約 ※3

- ①平成 22 年度委託契約、実習棟改修工事設計業務委託：予定価格 3,885 千円
- ②平成 24 年度委託契約、体育館耐震診断調査業務委託：予定価格 2,814 千円

上記の 2 業務委託契約について、契約方法は指名競争入札が選択された。

業務委託契約については、京都府会計規則第 161 条の 2 第 1 項 6 号で 1,000 千円を超えて少額契約に該当しないものについては、原則として随意契約は行えないことから



競争入札が採用されている。委託契約のため、最低制限価格は設定されていない。  
指名業者数も 10 者が確保されており、また、入札の事務手続も適正に行われている。

#### (4) 契約 ※4

平成 22 年度、自動車整備科検査ライン移設等の業務委託、契約額 8,295 千円の契約が(株)バンザイと単独随意契約で行われている。

当契約は、「本校の自動車検査ラインは昭和 55 年に設置され、一部機器については更新しているが、耐用年数を遙かに経過し、現在の検査基準に適合しないので、新しく設置する必要がある。京都校の検査ラインが設置後 10 年と新しく、一部の機器の取替やシステムのバージョンアップを行い本校に移設した方が合理的・経済的であることからこれを本校に移設するものである。」との必要性により行われたものである。  
単独随意契約理由は以下のとおり。

「当該機器は、自動車車検業務等に使用する検査ラインである。いろいろな計測機器や計測機器からのデータを処理するコンピュータプログラムや方法は、業界独自のものであり、また各製造業者によって相違し汎用性がないものである。よって、検査ラインのシステムのバージョンアップを含む移設については、検査ラインを製造販売している当該業者しかないため。」

理由に問題はない。

#### (5) 契約 ※5

平成 22 年度からの 3 年間、毎年、庁舎清掃の委託契約について一般競争入札が行われている。3 年とも入札の事務手続は適正に行われている。

#### (6)その他

上記に個別にコメントを加えたもの以外において、指摘事項や意見はない。随意契約とされた少額取引については、見積合わせにより相手先が決定されており、単独随意契約についても相手方特定理由に不当性（疑義）を感じるものはない。

## 7.5 京都障害者高等技術専門校

### 7.5.1 過去3年間の契約の状況

#### 【7.5.1】 京都障害者高技専の契約状況

事業名称	契約先	契約方法	契約金額	契約期間	契約手続の検討
平成22年度					
庁舎清掃業務 (城陽障害者校)	和光建物総合管理(株)	指名競争入札 最低制限価格なし	1,323,000	22/5～23/4	11社指名、7社入札、4社辞退 令第167条第1号
平成23年度					
庁舎清掃業務 (城陽障害者校)	和光建物総合管理(株)	指名競争入札 最低制限価格なし	1,375,500	23/5～24/4	12社指名、6社入札、6社辞退 令第167条第1号
平成24年度					
庁舎清掃業務 (城陽障害者校)	和光建物総合管理(株)	指名競争入札 最低制限価格なし	1,365,000	24/5～25/4	11社指名、9社入札、2社辞退 令第167条第1号

### 7.5.2 契約事務の適正性の検討

各年度において、庁舎清掃業務（城陽障害者校）の契約が指名競争入札により行われている。平成24年度指名競争入札による理由は以下のとおり。

「当校は障害者を対象とした入寮制（1年間）の職業訓練校であり、特に寮施設の清掃については衛生面等細心の注意を必要とする。また、入寮者との接触にあたっては、プライバシー等の個人情報法の保護の面も含めて同様に留意を要するため、不信用、不誠実な者が参加するおそれのある一般競争入札は当契約の性質又は目的に適さないと認められる。」

理由に問題はなく、入札指名業者の決定、入札事務手続も適正に行われている。

## 7.6 陶工高等技術専門校

### 7.6.1 過去3年間の契約の状況

【図表 7.6.1-1】 陶工高技専の契約状況

事業名称	契約先	契約方法	契約金額	契約期間	契約手続の検討
平成22年度					
消防設備保守点検	セコムテクノサービス(株)	随意契約	186,375	22/4～23/3	単独随契 令第167条の2第1項第2号
電気工作物の保守管理	石徳電気設備管理事務所	随意契約	189,000	22/4～23/3	見積書徴収3社 規則第161条の2第1項6号
冷暖房空調設備保守点検	(株)西宮水槽サービス	随意契約	249,900	22/4～23/3	見積書徴収3社 規則第161条の2第1項6号
清掃	(株)大晋サービス	随意契約	924,000	22/4～23/3	見積書徴収5社 規則第161条の2第1項6号
樹木維持管理 剪定・立木刈込	(株)水田造園	随意契約	819,000	22/4～22/11	見積書徴収3社 規則第161条の2第1項6号
校舎機械警備業務	セコム(株)	随意契約	491,400	22/4～23/3	単独随契 令第167条の2第1項第2号
平成23年度					
消防設備保守点検	セコム(株)	随意契約	163,800	23/4～24/3	単独随契 令第167条の2第1項第2号
電気工作物の保守管理	石徳電気設備管理事務所	随意契約	189,000	23/4～24/3	見積書徴収3社 規則第161条の2第1項6号
冷暖房空調設備保守点検	(株)西宮水槽サービス	随意契約	249,900	23/4～24/3	見積書徴収3社 規則第161条の2第1項6号
清掃	(株)大晋サービス	随意契約	926,100	23/4～24/3	見積書徴収5社 規則第161条の2第1項6号
樹木維持管理 剪定・立木刈込	(株)水田造園	随意契約	819,000	23/4～23/11	見積書徴収3社 規則第161条の2第1項6号
校舎機械警備業務	セコム(株)	随意契約	491,400	23/4～24/3	単独随契 令第167条の2第1項第2号
ガス焼成窯更新(2台)	京都陶芸機材(有)	随意契約	4,593,750 ※1	24/1～24/3	単独随契 令第167条の2第1項第2号
排水処理施設改修	アタカ大機(株)	随意契約	15,750,000 ※2	24/1～24/3	単独随契 令第167条の2第1項第2号

【図表 7.6.1-2】

平成24年度					
消防設備保守点検	セコム(株)	随意契約	163,800	24/5～25/3	単独随契 令第167条の2第1項第2号
電気工作物の保守管理	石徳電気設備管理 事務所	随意契約	189,000	24/4～25/3	見積書徴収3社 規則第161条の2第1項6号
冷暖房空調設備保守点検	(株)西宮水槽サービス	随意契約	249,900 ※3	24/6～25/3	見積合わせなし 規則第161条の2第1項6号
清掃	(株)大晋サービス	随意契約	929,250	24/4～25/3	見積書徴収5社 規則第161条の2第1項6号
樹木維持管理 剪定・立木刈込	(株)水田造園	随意契約	819,000	24/4～25/3	見積書徴収3社 規則第161条の2第1項6号
校舎機械警備業務	セコム(株)	随意契約	491,400	24/4～25/3	単独随契 令第167条の2第1項第2号

## 7.6.2 契約事務の適正性の検討

### (1) 契約 ※1

ガス窯焼成窯の更新、契約額 4,593 千円の契約が京都陶芸機材(有)と単独随意契約で行われている。単独随意契約理由は以下のとおり。

「現在のガス窯は、ブタンガス設備と一体のものとして、当校専用に設計されたガス焼成窯で、京都陶芸機材(有)は、当該ガス窯設備を改修できる唯一の業者である

(焼成用ガス窯については、焼成した製品の仕上がりに大きな影響を及ぼすため、設置後の調整や速やかな修理等のアフターサービスが不可欠であるが、京都府の入札参加資格者名簿に登録されているガス窯製造・メンテナンスが可能な業者は、京都陶芸機材(有)だけである。)」

理由に問題はない。

### (2) 契約 ※2

窯業排水処理施設改修工事、契約額 15,750 千円の契約がアタカ大機(株)と単独随意契約で行われている。単独随意契約理由は以下のとおり。

「当該排水処理施設は、当校専用の窯業排水処理プラントとして(ユニチカ(株)により)製造、設置されたものであり、アタカ大機(株)は当該プラントを改修できる唯一の

業者であることから、契約の性質又は目的が競争入札に適しない。

(ユニチカ(株)の水処理事業については、平成 23 年 4 月 1 日にアタカ大機(株)に譲渡されており、ユニチカ(株)のノウハウを承継した唯一の業者であり、技術者も転籍している。)」

理由に問題はない。

### (3) 契約 ※3

(株)西宮水槽サービスと契約している冷暖房空調設備保守点検については、平成 22 年度及び平成 23 年度は 3 者による見積合わせが行われているが、平成 24 年度は同社から見積書を徴取しているのみであった。

京都府会計規則の規定によると、50 万円未満の少額の契約については、契約担当者(決裁者)が省略して支障がないと認める場合は、予定価格調書の作成や見積書の徴取を省略できるとある。ただし、あくまでも「支障がない」と認めた場合であり、また、随意契約の場合は、会計規則第 163 条に規定されているとおり複数の見積書の徴取が原則である。

担当者に確認したところ、電話により他業者にも金額を確認したが、予定価格 50 万円未満の契約であり、複数の見積書の徴取は省略したとのことであった。

そうであるならば、金額の妥当性が検討され複数の見積書の徴取は省略したものと解釈できることから、契約の伺いに確認の相手先、確認方法、日時、金額などを記載すべきである。また、契約者(決裁者)は、記載がない場合は明記するよう指摘すべきである。

### (4)その他

上記に個別にコメントを加えたもの以外において、指摘事項や意見はない。すべて随意契約であるが、少額取引について見積合わせにより相手先を決定したものであり、単独随意契約についても機器の設置業者であるという相手方特定理由があり、問題はない。

## 7.7 農業大学校

### 7.7.1 過去3年間の契約の状況

【図表 7.7.1-1】 農業大学校の契約状況

事業名称	契約先	契約方法	契約金額	契約期間	契約手続の検討
平成22年度					
重油 : 単価契約	上原成商事(株)	随意契約	257,197	22/7~22/9	見積書徴収複数
	上原成商事(株)	随意契約	813,645	22/10~22/12	見積書徴収複数
	上原成商事(株)	随意契約	1,993,206	23/1~23/3	見積書徴収複数 規則第161条の2第1項2号
清掃業務	(株)一幸堂	随意契約	507,150	22/6~23/5	見積書徴収7社 規則第161条の2第1項6号
浄化槽水質検査、保守点検 清掃	(株)京都公害防止 センター	随意契約	567,000	22/4~23/3	単独随契 令第167条の2第1項第1号 緊急時対応が可能
庁舎機械警備	セコム(株)	指名競争入札 最低制限価格なし	693,000	22/6~27/5	5社指名、3社入札、2社辞退
給食業務	(株)レオック関西	一般競争入札 最低制限価格なし	15,120,000	22/6~25/5	1社入札
松風寮トイレ改修	(株)キョウショウ	随意契約	324,618	23/3	見積書徴収複数 規則第161条の2第1項1号
平成23年度					
重油 : 単価契約	上原成商事(株)	随意契約	689,062	23/4~23/6	見積書徴収複数
	上原成商事(株)	随意契約	212,205	23/7~23/9	見積書徴収複数
	上原成商事(株)	随意契約	525,084	23/10~23/12	見積書徴収複数
	上原成商事(株)	随意契約	1,444,232	24/1~24/3	見積書徴収複数 規則第161条の2第1項2号
清掃業務	(株)一幸堂	随意契約	519,750	23/6~24/5	見積書徴収9社 規則第161条の2第1項6号
浄化槽水質検査、保守点検 清掃	(株)京都公害防止 センター	随意契約	567,000	23/4~24/3	単独随契 令第167条の2第1項第1号 緊急時対応が可能
空調機切替時点検・整備	オリックス・ ファシリティーズ(株)	随意契約	298,200	23/6~24/3	単独随契 令第167条の2第1項第1号 当校ボイラー精通、緊急対応可能
立木伐採・剪定及び処分業務	綾部市森林組合	随意契約	862,050	24/3	単独随契 令第167条の2第1項第1号 伐採機材を唯一保有
平成24年度					
重油 : 単価契約	上原成商事(株)	随意契約	448,276	24/4~24/6	見積書徴収複数
	上原成商事(株)	随意契約	245,931	24/7~24/9	見積書徴収複数
	上原成商事(株)	随意契約	1,165,069	24/10~24/12	見積書徴収複数
	上原成商事(株)	随意契約	1,041,821	25/1~25/3	見積書徴収複数 規則第161条の2第1項2号

【図表 7.7.1-2】

事業名称	契約先	契約方法	契約金額	契約期間	契約手続の検討
清掃業務	(株)一幸堂	一般競争入札 最低制限価格なし	1,856,925 ※3	24/6～27/5	3社入札
浄化槽水質検査、保守点検 清掃	(株)京都公害防止 センター	随意契約	567,000	24/4～25/3	単独随契 令第167条の2第1項第1号 緊急時対応が可能
消防設備点検業務	(株)丹新ビルサービス	随意契約	302,400	24/8～27/7	見積書徴収3社 規則第161条の2第1項6号
空調機切替時点検・整備	オリックス・ ファシリティーズ(株)	随意契約	298,200	24/6～25/3	単独随契 令第167条の2第1項第1号 当校ボイラー精通、緊急対応可能
立木伐採・剪定及び処分業務	綾部市森林組合	随意契約	756,000	25/3	単独随契 令第167条の2第1項第1号 山林管理の専門業者
情報教育機器賃借	(株)堀通信	一般競争入札 最低制限価格なし	5,859,000 ※4	24/5～29/4	1社入札
調理場及び食堂エアコン 取替修理	(株)福井電気商会	随意契約	1,827,000	25/2	見積書徴収3社 規則第161条の2第1項1号
シャッター修理及び 肥料庫雨漏り修理	吉田建設(株)	随意契約	563,850	25/3	見積書徴収2社 規則第161条の2第1項1号

## 7.7.2 契約事務の適正性の検討

### (1) 契約 ※1

平成22年度、庁舎機械警備、契約額693千円の契約方法について指名競争入札が選択されている。少額取引（1,000千円未満）であるので随意契約も可能かと考えられたが、5年前の契約金額が1,436千円であり、当時も指名競争入札が行われていた。

今回も予定価格が1,000千円を超えるものであったことから、今回も随意契約はできないために指名競争入札が採用されたものである。

ルールに従った契約方法が選択されている。

### (2) 契約 ※2

平成22年度、給食業務委託、予定価格16,291千円、委託業務のため最低制限価格の設定なし。契約方法は、一般競争入札が採用された。1者のみの入札結果であったが、入札の事務手続は適正に行われている。

(3) 契約 ※3

平成 24 年度、清掃業務委託の契約方法に一般競争入札が採用されている。

入札の事務手続は適正に行われている。

(4) 契約 ※4

平成 24 年度、情報教育用機器賃借の契約方法に一般競争入札が採用されている。

1 者のみの入札結果であったが、入札の事務手続は適正に行われている。

(5)その他

上記に個別にコメントを加えたもの以外において、指摘事項や意見はない。すべて随意契約であるが、少額取引について見積合わせにより相手先を決定したものであり、単独随意契約についても相手方特定理由に不当性（疑義）を感じるものはない。



## 7.8 林業大学校

### 7.8.1 過去3年間の契約の状況

【図表 7.8.1】 林業大学校の契約状況

事業名称	契約先	契約方法	契約金額	契約日	契約手続の検討
林業大学校施設整備工事 (主体工事)	セイリョウ建設(株)	一般競争入札 最低制限価格	55,500,900 ※1	24/10	総合評価競争入札(簡易型) 3社入札、1社失格、1社辞退
チェーンソー等の購入	(株)スチール	随意契約	1,383,060	24/5	見積書徴収3社 規則第161条の2第1項2号 少額
下駄箱の購入	井口工務店	随意契約	240,870	24/7	見積書徴収3社 規則第161条の2第1項2号 少額
林業機械実務4の講義委託	林業・木材製造業 労働災害防止協会	随意契約	286,870	24/7	単独随契 令第167条の2第1項第2号 少額、相手方特定
林業機械実務6の講義委託	林業・木材製造業 労働災害防止協会	随意契約	429,240	24/9	単独随契 令第167条の2第1項第2号 少額、相手方特定
モデルフォレスト論1の 現地実習委託	京都森林インストラクター会	随意契約	170,000	24/10	単独随契 令第167条の2第1項第2号 少額、相手方特定
チェーンソー等の購入	フルヤ機工	随意契約	1,106,595	24/12	見積書徴収3社 規則第161条の2第1項2号 少額
森林保護(樹勢回復)の 現地実習委託	伊藤 武	随意契約	168,000	24/12	単独随契 令第167条の2第1項第2号 少額、相手方特定
測量器具の購入	(株)吉川測器福知山	随意契約	1,178,205	25/1	見積書徴収3社 規則第161条の2第1項2号 少額
大野ダム管理事務職員公舎 修繕工事	上仲建築(有)	随意契約	510,300	25/2	見積書徴収2社 規則第161条の2第1項1号 少額
机・イス等の購入	(有)オビヤ商事	随意契約	799,680	25/3	見積書徴収2社 規則第161条の2第1項2号 少額
林業機械実務の講義・ 実習業務委託	フォレストサービス 株式会社	随意契約	4,242,000 ※2	24/5	単独随契 令第167条の2第1項第2号 相手方特定
高性能林業機械操作士 機械操作実習委託	京丹波森林組合	随意契約	4,389,000 ※3	25/1	単独随契 令第167条の2第1項第2号 相手方特定
機械(バックホー)の リース	志摩機械(株)	随意契約	284,550	24/12	見積書徴収3社 規則第161条の2第1項3号 少額
木材コーディネート1の 講義・実習業務委託	NPO法人 サウンドウッズ	随意契約	276,136	24/12	単独随契 令第167条の2第1項第2号 少額、相手方特定
森林GISソフトウェアの 購入	パシフィックコンサル タnts(株)	随意契約	1,596,000 ※4	24/12	単独随契 令第167条の2第1項第2号 相手方特定

なお、林業大学は、平成 24 年度に開校したので、契約も平成 24 年度以降しか行われていないため、平成 24 年度だけを対象としている。

## 7.8.2 契約事務の適正性の検討

### (1) 契約 ※1

平成 24 年度建設工事、林業大学校施設整備工事（主体工事）。

予定価格は 64,186 千円、最低制限価格 55,428 千円である。

10,000 千円以上の建設工事のため、契約方法は、一般競争入札が選択された。また、この工事は、下請けをする場合での府内業者利用や指定資材の府内調達を評価する総合評価競争入札（地域活性型）の試行工事として行われており、価格以外の技術評価点の加算点満点は 8.5 点として実施されている。

京都府の方針に従った契約方法が採用されており、総合評価による入札の事務手続も適正に行われている。

### (2) 契約 ※2

林業機械実務の講義・実習業務、契約額 4,242 千円の契約がフォレストサービス(株)と単独随意契約で行われている。単独随意契約理由は以下のとおり。

「京都府独自の高性能林業機械操作士育成のため、森林・林業の知識、技量を備えた機械操作演習ができる事業体であることが必要である。当相手方は、森林整備事業及び高性能林業機械研修等を主業務とし、林業技術者が講師を務める林業機械操作加味した運転技能講習及び技能認定を行うことのできる唯一の事業体である。契約の相手方が特定され、契約の性質又は目的が競争入札に適しない。」

理由に問題はない。

ただ、この契約額のうち、1,878 千円（約 44%）は機械リース代である。機械の調達も含めた全体が見積合わせもなく単独随意契約で行われたのであるが、契約額の重要なウェイトを占めるこの機械リース代については、契約を分けるべきではないか。

別契約とすれば、この契約は、契約ルールからすれば機械リース会社による競争入札が選択されるべきであったということになる。

契約を分けて行うことの有利・不利を十分検討すべきである。

### (3) 契約 ※3

高性能林業機械操作士機械操作実習（車両系）等業務委託、契約額 4,389 千円の契約が京丹波森林組合と単独随意契約で行われている。単独随意契約理由は以下のとおり。

「京都府独自の高性能林業機械操作士育成のため、森林・林業の知識、技量を備えた機械操作演習ができる事業体であることが必要である。当相手方は、当校が位置する京丹波町全域を所管する唯一の森林組合であり、また、府内においてスイングヤーダによる木材搬出システムを活用している唯一の林業事業体である。さらに、当校から現地までの移動が短時間で行えることから、効率的な実習が可能である。契約の相手方が特定され、契約の性質又は目的が競争入札に適しない。」

理由に問題はない。

ただ、この契約についても上記契約※2と同様に、この契約額のうち、3,165 千円（約 72%）は機械リース代である。機械の調達も含めた全体が見積合わせもなく単独随意契約で行われたのであるが、契約額の重要なウェイトを占めるこの機械リース代については、契約を分けるべきではないか。

別契約とすれば、この契約は、契約ルールからすれば機械リース会社による競争入札が選択されるべきであったということになる。

契約を分けて行うことの有利・不利を十分検討すべきである。

### (4) 契約 ※4

森林GISソフトウェアの購入、契約額 1,596 千円の契約がパシフィックコンサルタンツ(株)と単独随意契約で行われている。単独随意契約理由は相手方がソフトウェアの開発業者であるということであり、相手方が特定されることから問題はない。

### (5) その他

上記に個別にコメントを加えたもの以外において、指摘事項や意見はない。随意契約とされた少額取引については、見積合わせにより相手先が決定されており、単独随意契約についても相手方特定理由に不当性（疑義）を感じるものはない。

## 7.9 看護学校

### 7.9.1 過去3年間の契約の状況

【図表 7.9.1-1】 看護学校の契約状況

事業名称	契約先	契約方法	契約金額	契約期間	契約手続の検討
平成22年度					
LPガス:単価契約	足立石油(株)	随意契約	237,006	22/4~23/3	見積書徴収複数 規則第161条の2第1項2号
A重油 :単価契約	(株)京洋 (株)松林 安田石油(株)	随意契約 随意契約 随意契約	504,504 655,589 1,627,919	22/4~22/7 22/8~22/11 22/12~23/3	見積書徴収複数 見積書徴収複数 見積書徴収複数 規則第161条の2第1項2号
灯油 :単価契約	足立石油(株) 足立石油(株)	随意契約 随意契約	293,328 355,498	22/4~22/9 22/10~23/3	見積書徴収複数 見積書徴収複数 規則第161条の2第1項2号
成績(学籍)管理システム 保守管理	officeやまと	随意契約	1,512,000 ※1	22/4~26/3	単独随契 令第167条の2第1項第2号
平成23年度					
LPガス:単価契約	足立石油(株)	随意契約	217,169	23/4~24/3	見積書徴収複数 規則第161条の2第1項2号
A重油 :単価契約	(株)日引商事 (株)日引商事 安田石油(株) (株)松林 (株)京洋	随意契約 随意契約 随意契約 随意契約 随意契約	731,742 644,644 203,227 762,211 977,136	23/4~23/7 23/8~23/9 23/10~23/11 23/12~24/1 24/2~24/3	見積書徴収複数 見積書徴収複数 見積書徴収複数 見積書徴収複数 見積書徴収複数 規則第161条の2第1項2号
灯油 :単価契約	足立石油(株) 足立石油(株) 足立石油(株) 足立石油(株)	随意契約 随意契約 随意契約 随意契約	169,680 122,683 143,133 168,446	23/4~23/9 23/10~23/11 23/12~24/1 24/2~24/3	見積書徴収複数 見積書徴収複数 見積書徴収複数 見積書徴収複数 規則第161条の2第1項2号
教員業務改善支援用 パソコン賃借(追加分)	(株)堀通信	随意契約	493,290	24/2~26/6	単独随契 規則第161条の2第1項2号 同機種の追加補充
学校受電設備改修工事	オリックス・ ファミリティーズ(株)	随意契約	2,100,000	24/3	見積書徴収3社 規則第161条の2第1項1号
さざなみ寮フェンス 改修工事	安田建設(株)	随意契約	1,680,000	24/3	見積書徴収3社 規則第161条の2第1項1号
教科書・副読本:単価契約	(株)神陵文庫	随意契約	439,750	24/1~24/3	見積書徴収複数 規則第161条の2第1項2号
平成24年度					
LPガス:単価契約	足立石油(株)	随意契約	206,345	24/4~25/3	見積書徴収複数 規則第161条の2第1項2号

【図表 7.9.1-2】

事業名称	契約先	契約方法	契約金額	契約期間	契約手続の検討
A重油 :単価契約	(株)のまの (株)三洋商事 足立石油(株) 足立石油(株) 安田石油(株) (株)松林	随意契約 随意契約 随意契約 随意契約 随意契約 随意契約	220,373 413,762 553,276 201,432 1,010,393 667,604	24/4～24/5 24/6～24/7 24/8～24/9 24/10～24/11 24/12～25/1 25/2～25/3	見積書徴収複数 見積書徴収複数 見積書徴収複数 見積書徴収複数 見積書徴収複数 見積書徴収複数 規則第161条の2第1項2号
灯油 :単価契約	足立石油(株) 足立石油(株) 足立石油(株) 足立石油(株) 足立石油(株) 足立石油(株)	随意契約 随意契約 随意契約 随意契約 随意契約 随意契約	94,381 78,615 25,985 114,870 143,200 131,997	24/4～24/5 24/6～24/7 24/8～24/9 24/10～24/11 24/12～25/1 25/2～25/3	見積書徴収複数 見積書徴収複数 見積書徴収複数 見積書徴収複数 見積書徴収複数 見積書徴収複数 規則第161条の2第1項2号
印刷機賃借(サテリオDD4450)	リコーリース(株) 京滋支社	随意契約	756,000	24/12～29/11	見積書徴収複数 規則第161条の2第1項3号
情報教育用システム用 パソコン賃借(学生用)	(株)堀通信	一般競争入札 最低制限価格なし	10,647,000	24/9～29/9	1社入札
さざなみ寮外構改修工事	(有)野口建設	指名競争入札 最低制限価格	7,668,150	25/2	20社指名、19入札、1社辞退 8社失格
学校電気室扉修繕工事	オリックス・ ファシリティーズ(株)	随意契約	294,000	25/1	見積書徴収3社 規則第161条の2第1項1号
教科書・副読本:単価契約	丸善(株)	随意契約	269,410	24/1～24/3	見積書徴収複数 規則第161条の2第1項2号

## 7.9.2 契約事務の適正性の検討

### (1) 契約 ※1

平成 22 年度、成績（学籍）管理システム保守管理業務、少額取引ではない契約額 1,512 千円の契約が「officeやまと」と単独随意契約で行われている。

単独随意契約理由は以下のとおり。

「保守管理できるのは、京都府立看護学校成績管理システムの納入業者に限られる。」理由に問題はない。

### (2) 契約 ※2

平成 24 年度、情報教育システム用電子計算機等賃貸借契約、予定価格 12,033 千円、最低制限価格の設定なし。契約方法は、一般競争入札が選択されている。入札の事務

手続は適正に行われている。

### (3) 契約 ※3

<平成 24 年度建設工事>

さざなみ寮外構改修工事、予定価格 8,862 千円、最低制限価格 7,665 千円

上記の工事について、契約方法は指名競争入札が選択されている。

京都府では、設計額が 10,000 千円未満の建設工事については、事務効率を優先して指名競争入札を採用し、ただ、競争性向上のため、指名業者数を概ね 20 者とする方針を採っている。また、100,000 千円未満の工事については、最低制限価格制度を採用する。

この工事にも、京都府の方針どおりの契約方法が採用され、指名業者数も 20 者が確保されており、また、入札の事務手続も適正に行われている。

### (4)その他

上記に個別にコメントを加えたもの以外において、指摘事項や意見はない。随意契約とされた少額取引については、見積合わせにより相手先が決定されており、単独随意契約についても相手方特定理由に不当性（疑義）を感じるものはない。

## 7.10 監査の結果

### 7.10.1 指摘事項

#### (1) 林業大学校

①林業機械実務の講義・実習業務、契約額 4,242 千円の契約がフォレストサービス(株)と単独随意契約で行われている。単独随意契約理由における相手方特定理由については、問題はない。

ただ、この契約額のうち、1,878 千円（約 44%）は機械リース代である。契約額の重要なウェイトを占めるこの機械リース代については、契約を分けるべきではないか。別契約とすれば、この契約は、契約ルールからすれば機械リース会社による競争入札が選択されるべきであったということになる。

契約を分けて行うことの有利・不利を十分検討すべきである。

②高性能林業機械操作士機械操作実習（車両系）等業務委託、契約額 4,389 千円の契約が京丹波森林組合と単独随意契約で行われている。単独随意契約理由における相手方特定理由については、問題はない。

ただ、この契約についても上記①と同様に、この契約額のうち、3,165 千円（約 72%）は機械リース代である。契約額の重要なウェイトを占めるこの機械リース代については、契約を分けるべきではないか。

別契約とすれば、この契約は、契約ルールからすれば機械リース会社による競争入札が選択されるべきであったということになる。

契約を分けて行うことの有利・不利を十分検討すべきである。

### 7.10.2 意見

#### (1) 陶工高等技術専門校

(株)西宮水槽サービスと契約している冷暖房空調設備保守点検については、平成 22 年度及び平成 23 年度は 3 者による見積合わせが行われているが、平成 24 年度は同社から見積書を徴取しているのみであった。

京都府会計規則の規定によると、50 万円未満の少額の契約については、契約担当者（決裁者）が省略して支障がないと認める場合は、予定価格調書の作成や見積書の徴

取を省略できるとある。ただし、あくまでも「支障がない」と認めた場合であり、また、随意契約の場合は、会計規則第 163 条に規定されているとおり複数の見積書の徴取が原則である。

担当者に確認したところ、電話により他業者にも金額を確認したが、予定価格 50 万円未満の契約であり、複数の見積書の徴取は省略したとのことであった。

そうであるならば、金額の妥当性が検討され複数の見積書の徴取は省略したものと解釈できることから、契約の伺いに確認の相手先、確認方法、日時、金額などを記載すべきである。また、契約者（決裁者）は、記載がない場合は明記するよう指摘すべきである。



## 8 その他

### 8.1 農業大学校

#### 8.1.1 農産物管理

訓練の過程で作られた農産物は、変形やまがり等により商品にならないものを除き、一般市場に販売される。主要な販売先はJA京都丹の国綾部菜彩館、アスパ（綾部市内にあるスーパー）、舞鶴合同青果㈱及び、農業大学校内の「みのりの館」である。販売委託契約を締結し販売している上記外部委託先については在庫管理ができていたことであるが、農業大学校内の「みのりの館」で販売している農産物は在庫管理ができていない。現状では入金されたもののみが売上計上されており、売上代金の回収洩れや、不正な横流し等があっても把握できない状況にある。

また、農業大学校内の「みのりの館」で販売する農産物は、「みのりの館」から農学大学校に隣接する京都府農林水産技術センター畜産センター（以下「畜産センター」という。）の窓口にあるレジまで、購入者が自ら持参し支払するということになっている。従って、購入者が畜産センターへ行かず持ち帰るといった未払い等の不正を防止する体制がないといえる。

当件については、平成22年5月末に農学大学校の再編で会計事務が畜産センターに移管されたことに伴い、「みのりの館」の畜産センター前への移設を検討したが車両の通行や家畜防疫のための車両消毒、直射日光対策、移設経費などが課題となり現状の場所で販売している。未払い等の不正を防止する体制については、学生の作業風景の写真や「支払いは畜産センターで」と大きく販売所に掲示するとともに職員が巡回することとし、在庫管理を行い、未払い額が多額になるようなことが確認されれば、必要な防止対策を検討するとのことである。

#### 8.1.2 賃借土地について

農学大学校は位田町生産森林組合から、圃場用地として8,202.4㎡の原野（地目）を賃借している。この土地は、入会林野（地目：原野）で位田町の所有だったものを、位田町在住の農家や府農業指導所研修部（当時）が昭和40年頃から借りて桑（個人）や茶（府）を栽培していた。個人が借りていた桑園は養蚕の衰退により桑の栽培を止め

たため、隣接している府立農業大学校（昭和 56 年～）が、実習圃場として借り受けた。

なお、位田町生産森林組合が設立されたことに伴い、この土地の地権は、位田町から位田町生産森林組合に譲渡され、昭和 63 年から生産森林組合と契約書を交わし、現在に至っている。

農業大学校の有する実習圃場は 38,900 m<sup>2</sup>あり、2 学年 40 名の学生に対する圃場としては極めて広いものである。そのような圃場を持ちながら、さらに、圃場を賃借していることに監査人は疑問を感じる。賃借料は年間 29,520 円であり少額ではあるが、その必要性が不明である。

現在は当該賃借地を茶園や野菜畑、水田として農学科（茶業経営コース）、研修科の実習圃場として利用しており、農業大学校内の他の土地（原野等）を同規模の研修農場として整備する場合、多額の経費と時間が必要とのことである。

### 8.1.3 未利用の預金口座

農業大学校では「農大まつり 京都府立農業大学校教育後援会」名義の京都丹の国農学協同組合（JA）の預金口座を保有している。当該預金口座は、「農大まつり」における学生主催の模擬店を出すために、材料購入や売上など、お金の出入りを通帳で管理していたものである。平成 24 年度から「農大まつり」を「農大マルシェ」に変更し、地域との連携を強化するために地域の模擬店開催を優先したため、学生主催の模擬店を取りやめることとなったことにより使用しなくなったものであり、通帳は平成 23 年 8 月より利用されていない。

## 8.2 林業大学校

### 8.2.1 林業機械実務の実習業務

#### (1) 概要

林業大学校では、実習の一部を外部業者に委託し訓練を行っている。平成 25 年度における実習のなかに、非常に多額の業務委託費を支払っているものがあり、その主なものは「高性能林業機械装束士機械操作実習」と「林業機械実務の講義・実習」である。各実習の概要は以下の通りである。

### ①高性能機械実習

業務内容：高性能林業機械装作士機械操作実習（車両系）及び高性能林業機械装作士搬出システム実習業務（以下「高性能機械実習」という。）

委託先：京丹波森林組合

委託料：4,389,000 円（税込）

受講者数：21 名

実施日：平成 25 年 1 月 11 日、16 日、18 日、22 日、23 日、24 日、25 日、28 日、29 日、2 月 4 日（延べ 10 日間）

項目：

◇プロセッサ、スイングヤーダ、フォワーダ、グラップル高性能林業機械の基本操作の習得を目的として実施するもので、現場経験の多い有能な高性能林業機械のオペレータを講師に招き、実践的な操作方法を学ぶ。

◇木材搬出の要となる先山作業の重要性と効率的な立木の伐採と荷掛作業を通して、搬出作業をシステムとして把握し、安全で効率的な作業の進行方法を学ぶ。

### ②林業機械実習

業務内容：林業機械実務の講義・実習（以下「林業機械実習」という。）

委託先：フォレストサービス株式会社

委託料：4,242,000 円（税込）

受講者数：21 名

実施日及び項目：

(i)高性能林業機械の操作技術及び高密度作業路網の作設に応じた車両系建設機械運転技能講習

- ・使用機種（ベースマシン）：バックホウ・ホイールローダー 各 3 台(持込)
- ・日程：6 月 11 日～19 日（7 日間、土日除）

(ii)フォワーダーによる運材及び高密度路網に応じた不整地運搬車運転技能講習

- ・使用機種（ベースマシン）：クローラダンプ 各 3 台（持込）
- ・日程：7 月 25 日～26 日（2 日間）

(iii)木材の質量と力学及び山土場での荷役に応じた小型移動式クレーン運転技能講習

- ・使用機種（ベースマシン）：クレーン付きトラック（4t）各3台（持込）
- ・日程：7月4日～6日（3日間）

(iv)伐採木の質量目測技術及び荷掛器具の剪定能力向上に応じた玉掛技能

- ・使用機種（ベースマシン）：クレーン付きトラック（4t）各3台（持込）
- ・日程：5月28日～31日（4日間）

(v)小規模搬出の応用力学及び木材の質量目測に応じた巻上機運転特別教育

- ・使用機種（ベースマシン）：ウィンチ 各3台（持込）
- ・日程：9月5日～6日（2日間）（延べ18日間）

## (2) 実習コスト

上記実習についてコスト分析をすると以下となる

内 容	委託料	受講者数	延べ日数	一人当り コスト	1日当り コスト
高性能機械実習	4,389,000 円	21 名	10 日	209,000 円	438,900 円
林業機械実習	4,242,000 円	21 名	18 日	202,000 円	235,667 円
計	8,631,000 円	21 名	28 日	411,000 円	

## (3) 検討

上表からもわかるように、わずか21名の学生の28日間の実習で外注委託費だけで9百万円弱の費用を要している。一人当りのコストは411,000円となる。開校1年目であり1学年の学生だけを対象としたことから割高になっていることを勘案しても、学生の負担する授業料は年間118,800円でもあり、それに比べると多くのコストを要している。さらに、これらの実習は、木材を切り出す業務に従事するいわゆる川上に就業する場合にのみ役立つ技術である。林業大学校のほとんどが川上での就業を希望しているということであるが、実際に学生の全てが川上で仕事するわけではなく川中（卸売等）、川下（小売サービス、コーディネーター等）を志す学生もいる。川中、川下に就職する（当然林業に従事しない学生も同様）学生においては、これらの実習成果が

アウトプットされ府民のために役立つとは考えにくい。当件について、林業大学校は「7割以上の学生が川上での就業を想定している。これからの林業は、川上から川下までの総合的な経営連携が求められており、川中、川下においても川上側の技術・知識を有する人材が必要とされている。また、実際の現場では林業機械は川上から川中（製材所でグラップル等使用）の職種まで使用されており、合理性はあると考えている。これからの林業活性化に欠くことのできない高性能林業機械等の技術の習得という特殊な分野であるとは言え大きなコストを要していることから、府としての投資効果が最大限発揮されるような森林整備、木材生産等に貢献する森林組合等の川上側への就職を重点に取り組む必要があると考える。」とのことであった。決して実習を否定するものではなく、実習するに越したことがないのは明らかではあるが、京都府の逼迫した財政状況においては、やはり費用対効果を十分考慮し、想定通りの効果が出ているかを常に検討する必要があると考える。

### 8.3 京都高等技術専門校

#### 8.3.1 建物の有効活用

前記の通り京都高等技術専門校は、鉄筋コンクリート4階建、敷地面積9,928.9㎡、建物延べ床面積11,915.78㎡の建物を有する、訓練校としてはすばらしい施設である。平成22年の科目編成に伴い、平成21年度では300人の定員をかかえる訓練校であったが、現在の定員は半分以下の140人となっている。併設する京都障害者高技専の定員が35名（6カ月コースは定員の1/2で算定）ではあるが、もともと300人定員の学校であるので、現在の学校（教室）稼働率は2/3以下になっているものと推測される。

京都高等技術専門校に教室稼働状況の報告を受けたものが以下の表である。

教室別稼働状況(平成25年度使用計画)

科名	図面番号	室名	稼働率	備考(その他の訓練等)
OAビジネス科	1F-□1	パソコン1	99%	
	1F-□2	相談室1	61%	
機械加工システム科	1F-①	実習室	84%	
	1F-②	実習室・PC室	72%	
	1F-③	実習室(材料・切断等)	66%	
	1F-④	教室(1年)	41%	
	1F-⑤	教室(2年)	38%	
建築科	1F-□1	実習室	72%	
	1F-□2	教室	62%	
	2F-□2	パソコン室(共用)	7%	在職者訓練:12回、30H使用
キャリア・プログラム科	2F-①	教室	76%	
	2F-②	実習室	78%	
	2F-③	開放スペース	63%	
共用 機械加工システム科6%+ メカトロニクス科11%	2F-□1	製図室	17%	在職者訓練:6回、15H使用
共用	2F-多目的ルーム			在職者訓練:42回、105H使用 委託訓練学科試験採点:12回、終日使用
メカトロニクス科	3F-①	機械実習場	77%	
	3F-②	1年教室	67%	
	3F-③	電子回路室	80%	
総合実務科	3F-□1	実習室1	81%	
	3F-□2	実習室2	46%	
	3F-□3	教室	59%	
メカトロニクス科	4F-①	NC機械実習室	86%	
	4F-②	NCプログラミング室	74%	
	4F-③	ロボット・卒検政策室	81%	
	4F-④	CAD室	85%	
	4F-⑤	電気工事実習室	77%	
	4F-⑥	2年教室	56%	
システム設計科	4F-□1	2年実習室	90%	
	4F-□2	ネットワーク室	51%	
	4F-□3	1年実習室	58%	在職者訓練:39回、125H使用
	4F-□4	1年教室	61%	
	4F-□5	2年教室	39%	

※稼働率は、訓練科目による各室の使用時間合計/総訓練時間⑤から概算を算出  
 総訓練時間: 京都校1404.8H(キャリアブロ除く)、キャリア・プログラム科1259.8H  
 障害者校、総合実務科1351.4H、OAビジネス科1400.6H、紙器製造科1395.2H

科名	図面番号	室名	稼働率	備考(その他の訓練等)
紙器製造科	①	第1実習室(手作業)	74%	手作業室及び講堂の一体的使用
	②	第2実習室(機械)	70%	実習室及び機械作業室の一体的利用
	③	教室	30%	第2教室及び紙器製造科準備室の一体的使用
	④	接遇実習室	10%	第1教室
	⑤	パソコン実習室	13%	

※城陽校⑥(準備室・倉庫)については、平成26年度に高次脳機能障害者対象生活訓練実習スペースとして貸与(使用許可)予定

京都高技専では余裕のある教室等はないとの回答であったが、300人の定員が京都障害者高技専と合わせ175人になっている状況において、余裕がないということは有効利用する意思がないのかとも思われる。カリキュラムや教室の有効活用を積極的に検討すれば必ず余裕スペースが生ずるものとする。

ところで、再編時の平成22年4月から、施設の有効利用として、京都府職業能力開

発協会（290.69 m<sup>2</sup>）並びに京都府の認定職業訓練校（847.07 m<sup>2</sup>）に施設を無償貸与している。職業能力開発促進法において、都道府県の職業能力開発協会に対する施設利用料等の便益の提供が求められているところであり、府の依命通達に基づき、公益性のある場合で府が直接指導監督を行うことができる団体として、使用料を免除したものである。

高等技術専門校は京都府職業能力開発協会と密接に連携することにより、訓練生を就業させるという目的を達成することも重要であり、部屋の賃貸料を免除することに異議はない。また、京都高技専は施設の開放訓練スペース管理業務を単独随意契約で京都府職業能力開発協会に年額百万円弱の金額で委託しているが、この契約金額の算定根拠は、委託業務の遂行に必要な直接経費が賄えるよう積算された同協会の見積書に基づいて決められたものであり、民間業者の見積金額の 2/3 程度の価額で契約されており、妥当なもの判断される。

また、認定職業訓練校として全京都建築高等職業訓練校、京都豊技術専門学院、京都板金高等職業訓練校に対して賃借料を免除しているが、当件については、職業能力開発促進法第 15 条の 2 第 1 項第 7 号において、認定校に対して都道府県は「公共職業能力開発施設を使用させる等の便益を提供するよう努めなければならない」とされており、妥当なものとする。ただ、貸与スペースが有意義に活用されているかは、常に監視監督願いたい。

### 8.3.2 訓練生預り金の管理

京都高技専では、技能検定受験料等の個人負担する費用を訓練生より預かり、預り金台帳を作成し預り金残高を管理している。平成 25 年 3 月期の預り金台帳を通査したところ、平成 24 年 4 月 9 日より、機械加工システム科 1 年コースで 105,720 円。2 年コースの 1 年生で 158,580 円、同 2 年生で、208,080 円が各々マイナス残高になっていた。預り金のマイナス残高は通常取引においてあり得ないため、その資金源泉を質問したところ、他科の預り金を充当しているということであった。これらの資金は訓練生からの預り金であるため、そのような対応は認められない。

当件について京都高技専では「訓練生の預り金については入校までに、ゆうちょ銀

行の振込専用口座に振り込むこととしています。ゆうちょ銀行では訓練生から振り込みがあった都度、校あてに通知をしてきますので全員の振り込み状況を確認しています。現地調査（第2回）で確認いただいた平成24年度機械加工システム科のご指摘の差引簿の記載については、振込専用口座から預り金の払い出しが可能な普通預金口座への振替前での支出であり、みかけ上は他科の預り金で対応したように見えますが、機械加工システム科の訓練生については全員入金済みであるということを確認していますので、他科の訓練生の預り金による対応には当たらないと考えています。」という回答を受けた。

## 8.4 監査の結果

### 8.4.1 指摘事項

#### (1) 農業大学校の農産物管理

敷地内にある農産物直売所において在庫管理が十分に行われていない。農産物の受払記録を作成し、棚卸差異については原因を追及するとともに、過不足については再発防止策を検討する体制が必要である。

#### (2) 農業大学校の未利用の預金口座

使用する可能性のない預金口座を放置することは、不正等に利用されるリスクがあるため、早急に解約すべきであった。なお、前述の預金口座については監査人の指摘直後に解約されている。

#### (3) 京都高等技術専門校建物の有効活用

学生定員が300人から175人と2/3以下に減少し、施設の有効活用として、京都府職業能力開発協会並びに京都府の職業訓練校に施設を貸与しているものの、積極的に検討すれば必ず余裕スペースが生ずるものとする。京都府建物の有効活用の観点から余裕スペースや未利用時間を作り出し、例えば中小企業人材育成支援のための施設や設備の開放等の方策を検討すべきである。



#### (4) 京都高等技術専門校の預り金の管理について

振込専用口座から預り金の払い出しが可能な普通預金口座への振替の遅れを原因として、他の訓練科の預り金により支払い処理されたことは、訓練生からの預り金が振込専用口座に入金済みであるかどうかということの問題ではない。

他科の預り金を支払いに充てられる仕組自体に問題があると思われる。早急にこのような不適切な処理が再発しないよう改善を図る必要がある。

### 8.4.2 意見

#### (1) 林業大学校の林業機械実務の実習

林業大学校では28日間で9百万円弱の外注委託費を要する高性能林業機械等の実習を行っている。京都府の森林環境の保全と林業の活性化のために高性能林業機械等の技術や計画的な林業経営の知識を有する人材の育成は重要であると考え。しかし、その実習を受けた人材が技術や知識を発揮し活躍してこそ初めて効果が出ることから、林業大学校での人材育成と併せて、京都府が林業の活性化のための施策を一体となって取り組んでいく必要がある。大きなコストを要する特殊な分野の実習であるが故に、費用対効果を十分に考慮し、目的達成のためのより効果的な林業施策はないか、想定通りの効果が出ているか等を常に検討する必要がある。

#### (2) 農業大学校の賃借土地

農業大学校として広大な実習圃場を持ちながら、さらに圃場を賃借していることは、土地の有効活用の観点から適切でないと考える。利用を継続するのであれば賃借料を無償にさせていただく等の契約見直しが望まれる。

以上